

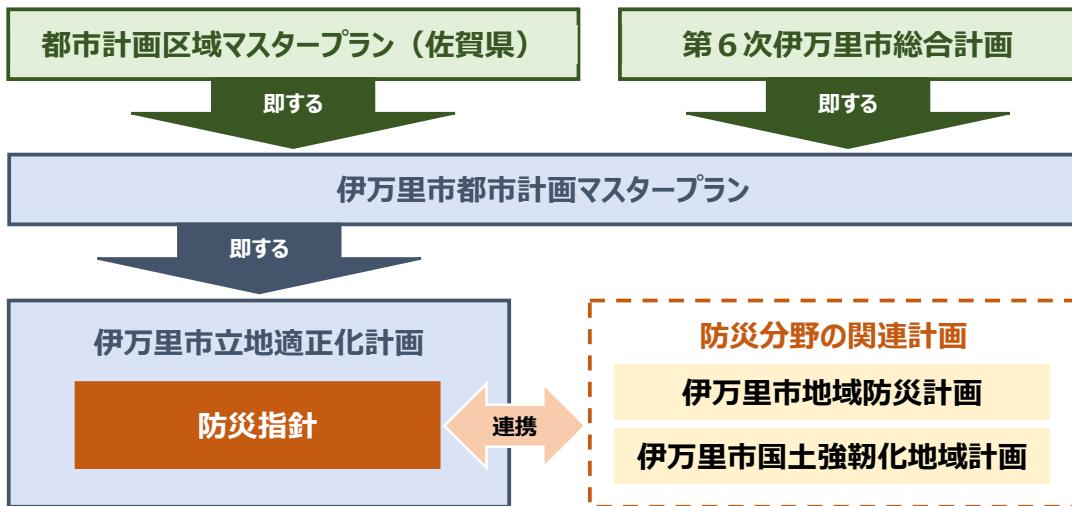
第7章 防災指針

7-1 基本的な考え方

防災指針とは、将来にわたり安心して住み続けられる都市を実現するために、災害に強いまちづくりと都市のコンパクト化という2つの視点から、都市の防災機能を確保するための目標や具体的な取組等を示すものです。

なお、本市の防災指針は、「第6次伊万里市総合計画」や「伊万里市都市計画マスターplan」などの上位計画に定める諸施策との整合を図るとともに、「伊万里市地域防災計画」や「伊万里市国土強靭化地域計画」などの防災分野の関連計画と連携することで、ハード・ソフトの両面から災害リスクの回避・低減に向けた取組を推進するものとします。

▼防災指針と他計画の関連性



(1) 検討の視点

本市では、以下の視点に基づき防災指針を設定します。

- 居住誘導区域に焦点を当てた災害リスク分析を行う
- 災害リスク分析では、「災害ハザード情報」と「都市情報」を用いた重ね合わせた分析を行う
- 災害リスク分析の結果を踏まえ、目指すべき将来像と取組方針を設定する
- 取組方針に対応した防災・減災に係る具体的な取組を整理したロードマップを作成する
- ロードマップの作成では、現に居住誘導区域外で生活している市民の安全を確保するための取組についても検討を行う
- 計画の達成状況の進捗管理を行うために、目標指標及び目標値を設定する

▼検討の流れ

災害リスク分析を行う対象 = 居住誘導区域

災害リスク分析（災害ハザード情報×都市情報）

災害ハザード情報と都市情報を用いた重ね合わせ分析により
人的・物的被害が発生するおそれ（＝災害リスク）が高い場所や被害の規模等を把握

防災まちづくりの将来像と取組方針の設定

災害種別ごとの防災・減災対策の考え方を整理した上で
伊万里市として目指すべき防災まちづくりの将来像を設定し、
その実現に向けた取組方針を設定

防災・減災対策のロードマップの作成

防災・減災対策に係る具体的な取組について、短期（概ね5年）、中期（概ね10年）、
長期（概ね20年）の視点から実施に向けたロードマップを作成

目標指標及び目標値の設定

防災指針に位置づけた各取組に係る定量的な目標指標及び目標値を設定

(2) 災害ハザード情報の整理

本市における災害ハザード情報を以下通り整理します。

▼本市における災害ハザードの指定状況

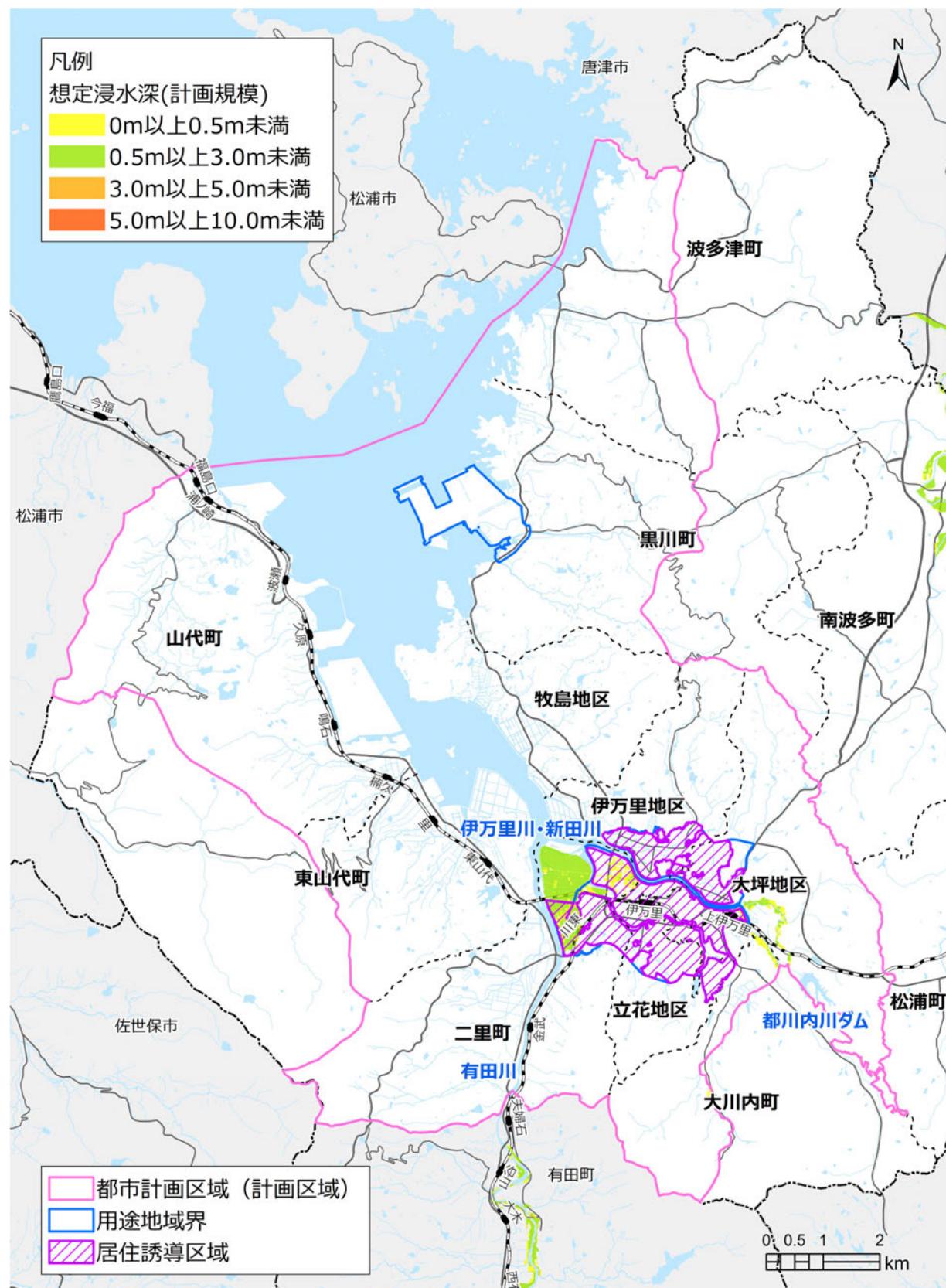
項目	災害ハザード情報	備考	指定の有無	
			居住誘導区域	都市計画区域
洪水	浸水想定区域 (L1 : 計画規模 ^{※1})		●	●
	浸水想定区域 (L2 : 想定最大規模 ^{※2})		●	●
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (L2 : 想定最大規模 ^{※2})	氾濫流 河岸浸食		●
	浸水継続時間 (L2 : 想定最大規模 ^{※2})		●	●
高潮	浸水想定区域		●	●
ため池	浸水想定区域		●	●
津波	浸水想定区域		●	●
土砂	土砂災害警戒区域			●
	土砂災害特別警戒区域			●
大規模盛土造成地			●	●

※1 計画規模：概ね 100～200 年に 1 回程度の割合で発生する洪水の規模。河川を整備する際の基準となる。

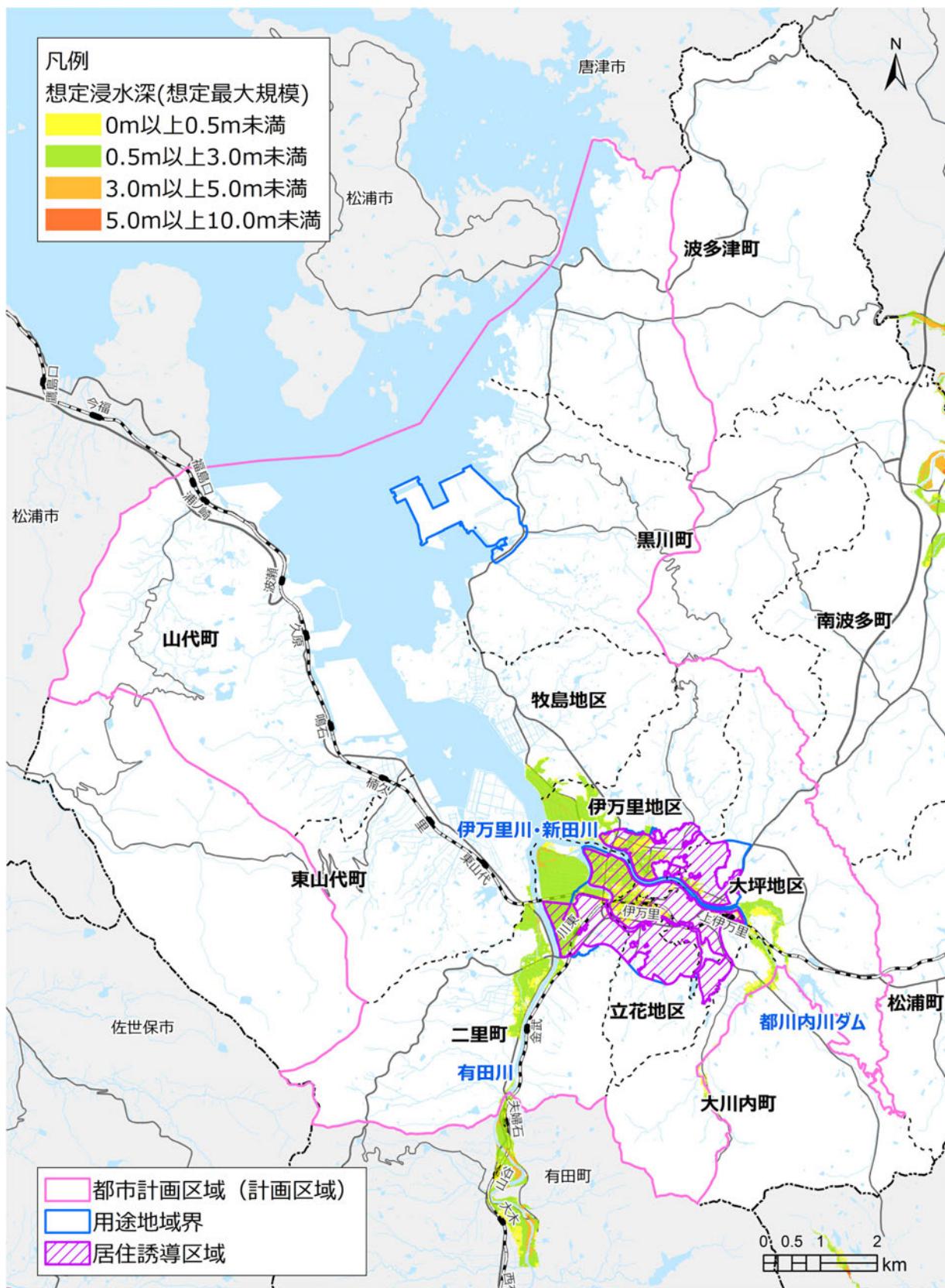
※2 想定最大規模：概ね 1000 年に 1 回程度の割合で発生する洪水の規模。想定する最大規模の降雨量を想定している。

【参考】本市で指定されている主な災害ハザード（第1章より再掲）

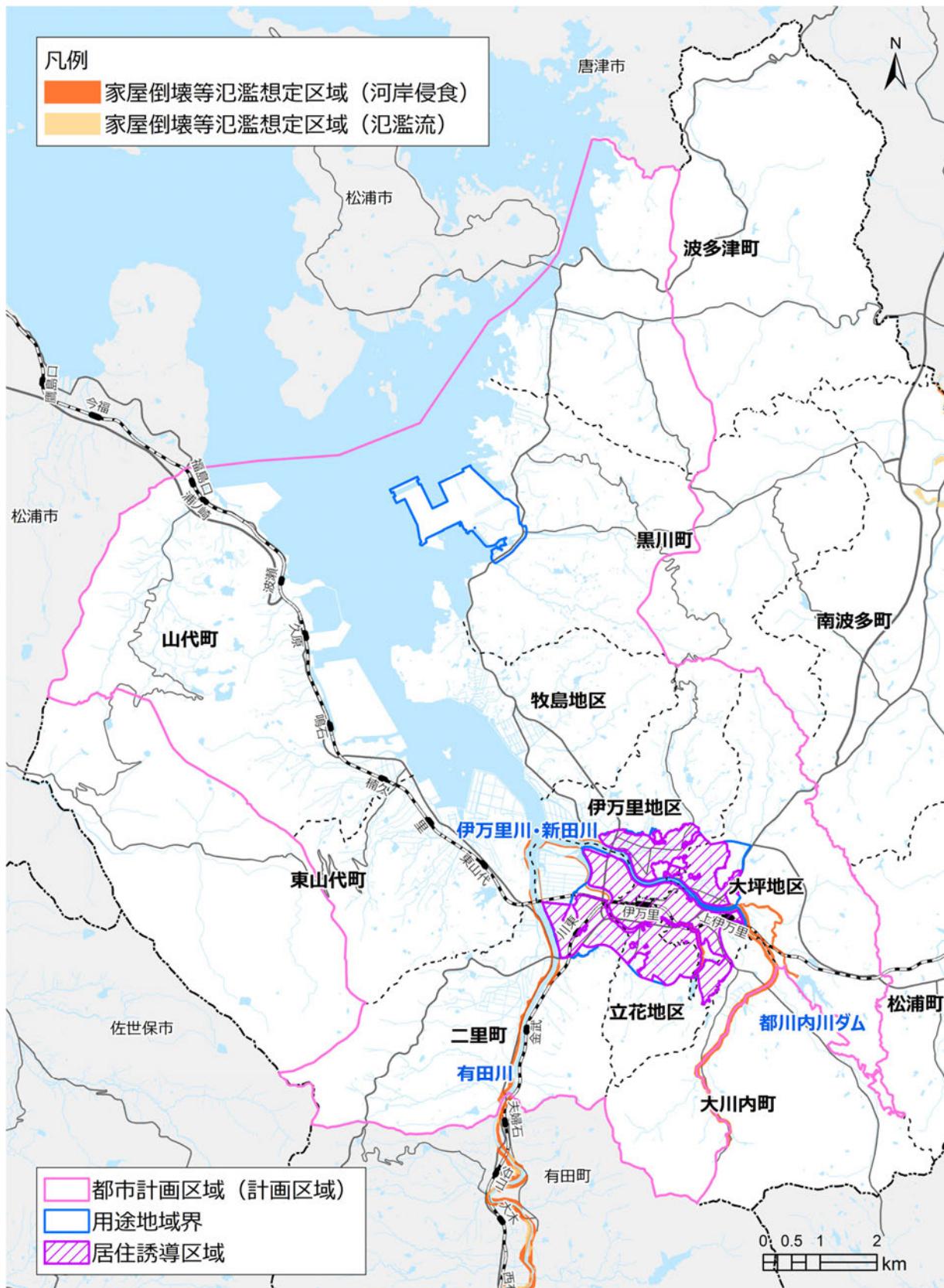
1) 洪水－想定浸水深：計画規模



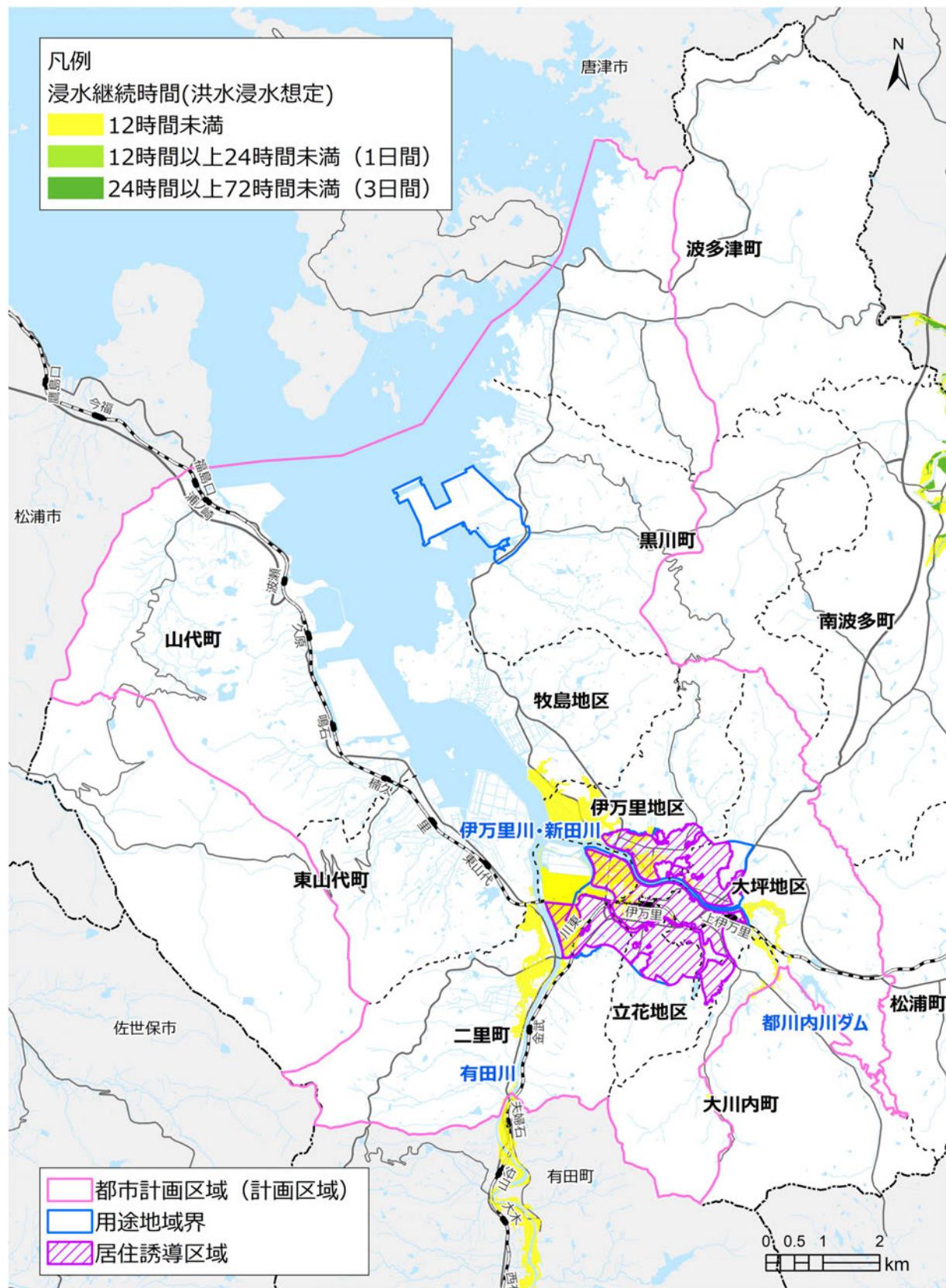
2) 洪水 – 想定浸水深 : 想定最大規模



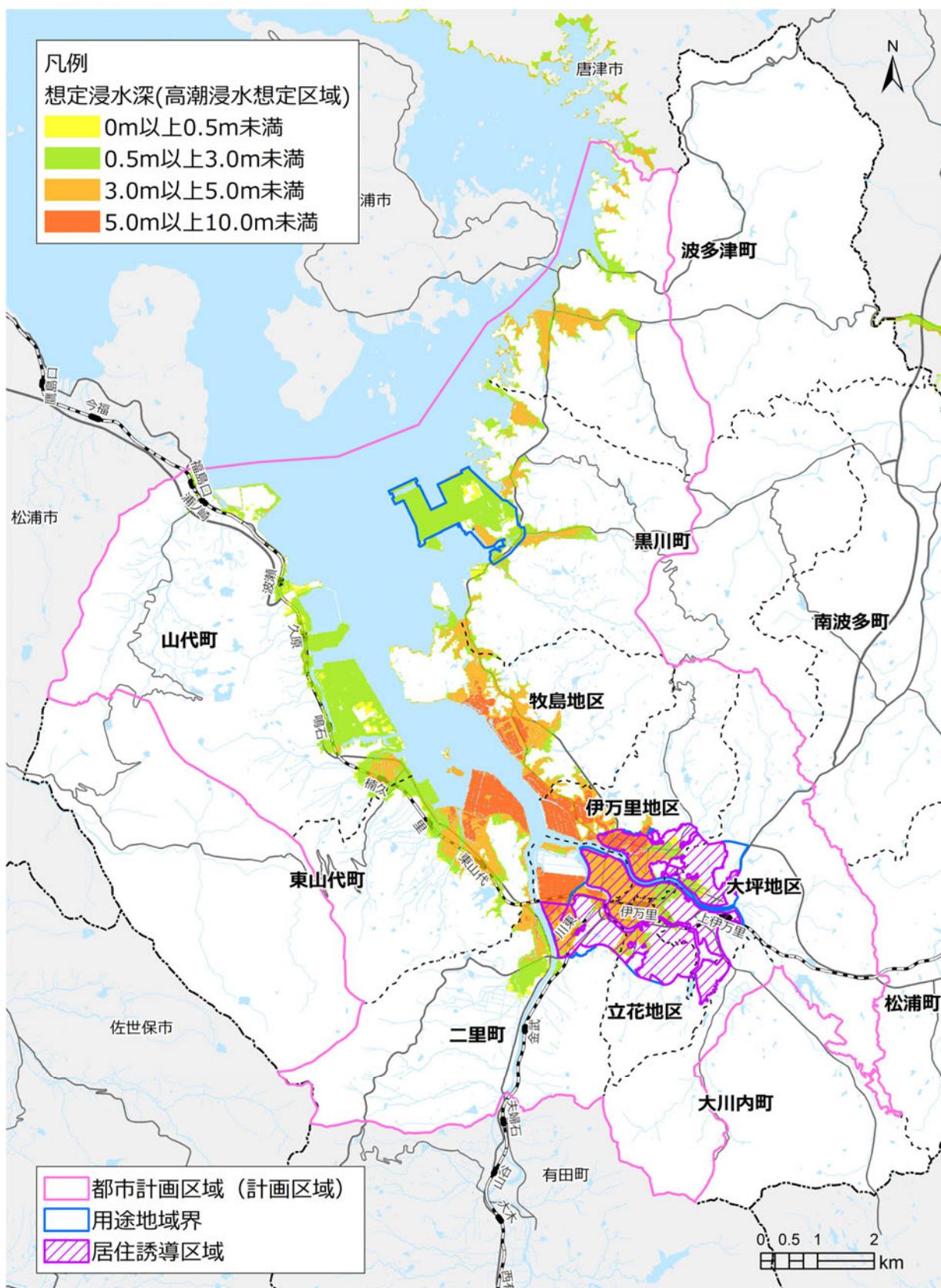
3) 洪水・家屋倒壊等氾濫想定区域



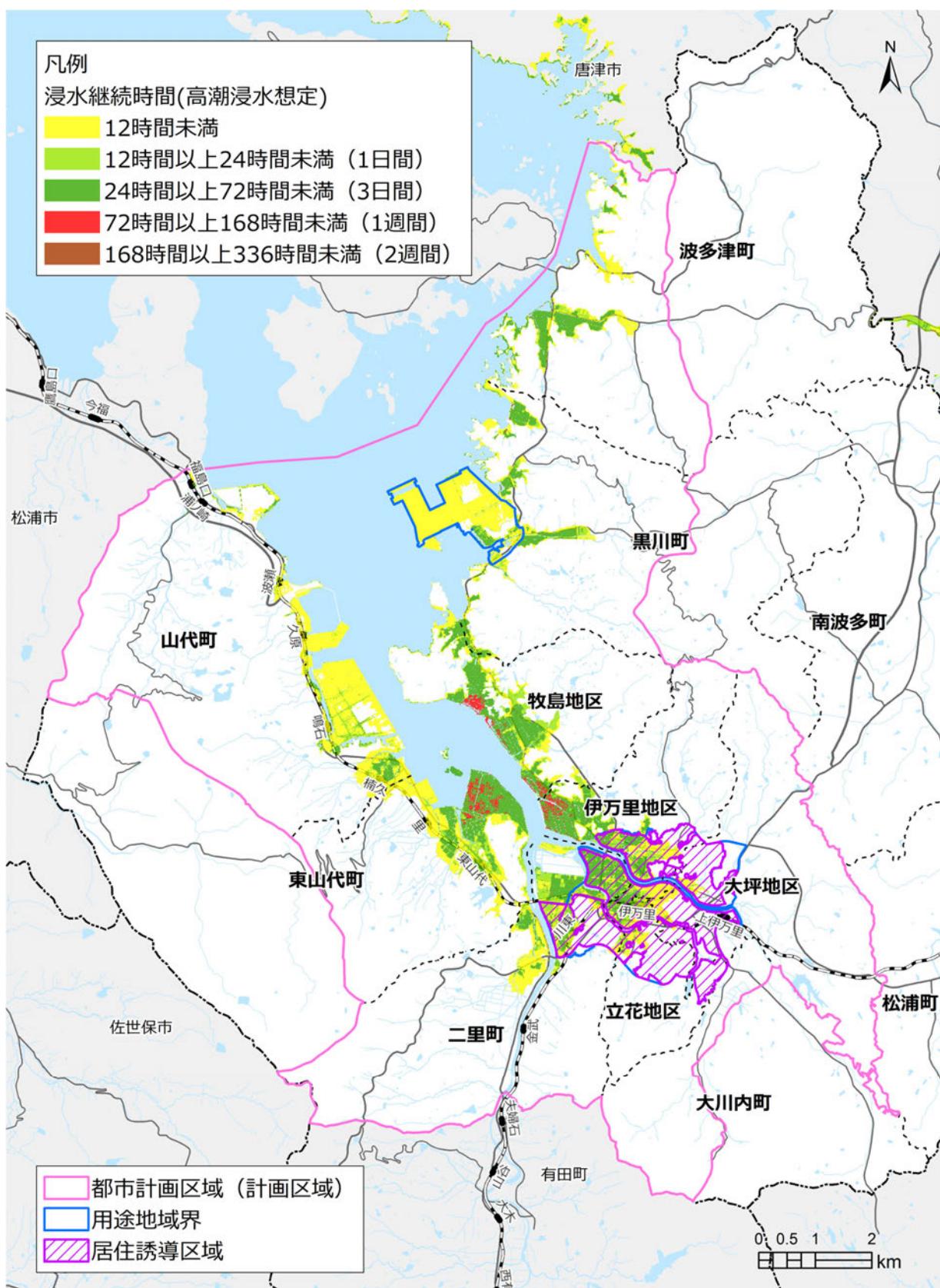
4) 洪水 – 浸水継続時間



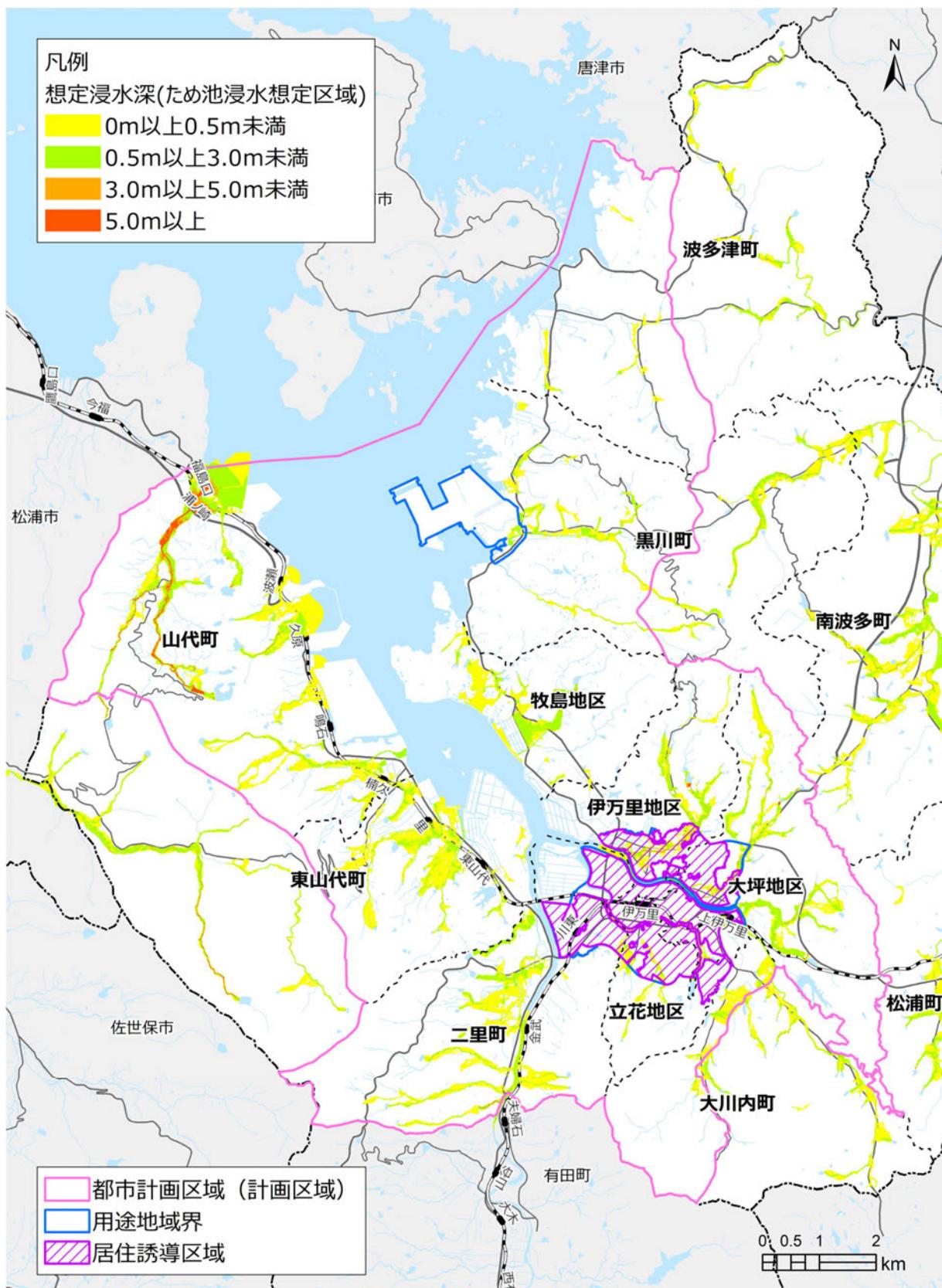
5) 高潮－想定浸水深



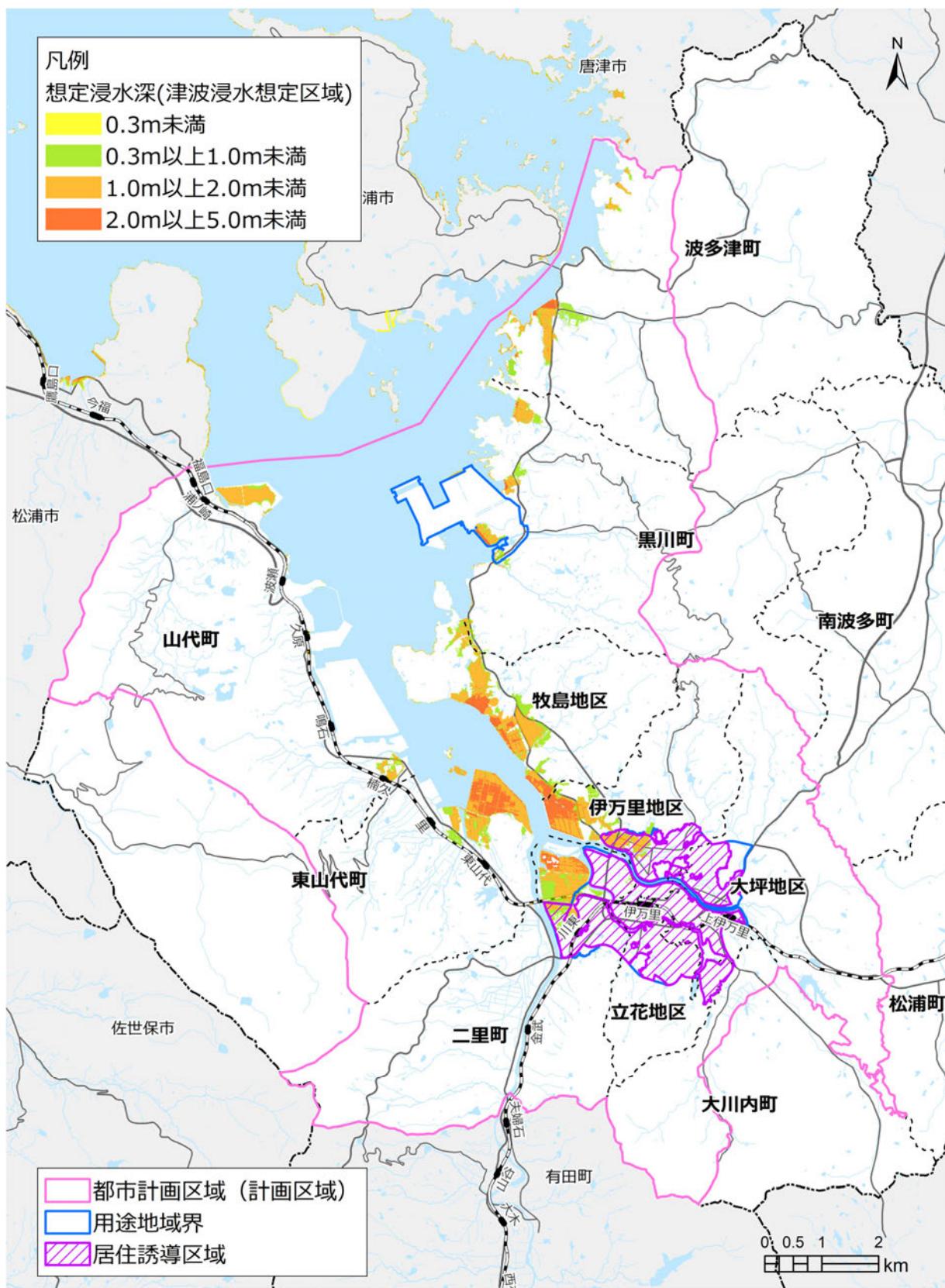
6) 高潮 – 浸水継続時間



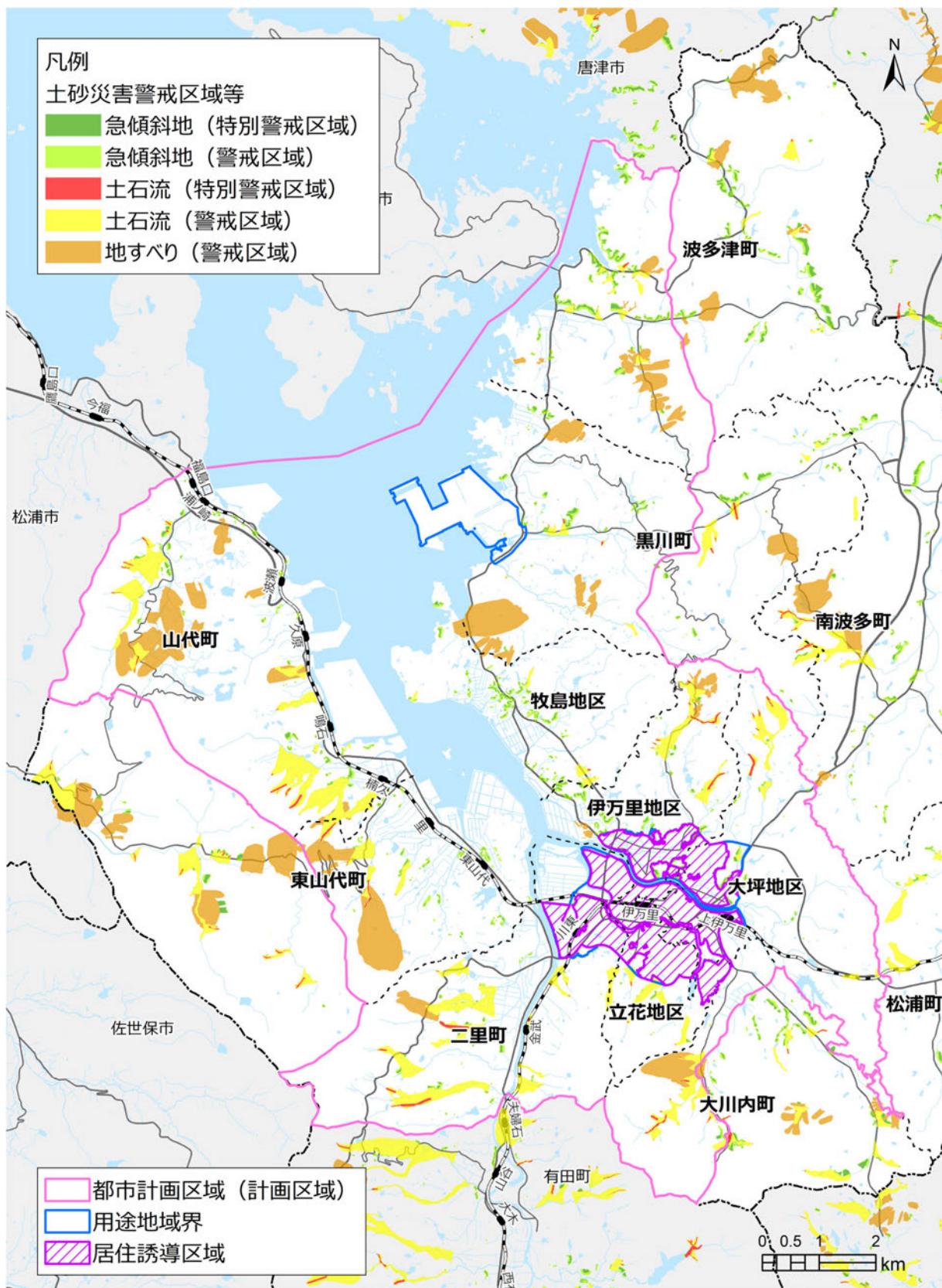
7) ため池－想定浸水深



8) 津波－想定浸水深



9) 土砂災害 – 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域



(3) 災害リスク分析

前項で示した通り、災害リスク分析では、災害が発生する可能性を示す「災害ハザード情報」と住宅・避難所の立地状況や避難経路となる道路網の整備状況等を示す「都市情報」を用いた重ね合わせ分析を行います。

なお本市では、災害ハザードエリアの一部^{※1}を居住誘導区域から除外していることから、居住誘導区域に残存する災害種別に焦点を絞った災害リスク分析を行うこととします。

ただし、防災まちづくりの将来像と取組方針の検討にあたっては、居住誘導区域外の災害ハザード情報も考慮した上で、人的・物的被害の規模や避難行動の可否といった視点から、防災・減災対策の考え方を整理します。

▼災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせ一覧

課題抽出の視点	災害ハザード情報	都市情報①	都市情報②
①垂直避難は可能か	⇒ 洪水（浸水想定区域） ⇒ 高潮（浸水想定区域） ⇒ ため池（浸水想定区域） ⇒ 津波（浸水想定区域）	×	建物階数
②避難所への避難は可能か (水平避難は可能か)	⇒ 洪水（浸水想定区域） ⇒ 高潮（浸水想定区域） ⇒ ため池（浸水想定区域） ⇒ 津波（浸水想定区域）	×	避難所・ 緊急輸送道路
③要配慮者の生命維持に 危険はないか	⇒ 洪水（浸水想定区域） ⇒ 高潮（浸水想定区域） ⇒ ため池（浸水想定区域） ⇒ 津波（浸水想定区域）	×	要配慮者施設
④長期にわたり取り残される 住宅等はないか	⇒ 洪水（浸水継続時間） ⇒ 高潮（浸水継続時間）	建物用途 (住宅・非住宅)	要配慮者施設
⑤道路の途絶等により 救急活動や復旧活動の 遅れが生じるおそれはないか	⇒ -	避難所・ 緊急輸送道路	建物建築年 (耐震化の有無)
⑥火災発生時における 延焼のおそれはないか	⇒ -	延焼危険区域	消防活動 可能区域

※1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・家屋倒壊等氾濫想定区域の全域、洪水浸水想定区域・ため池浸水想定区域・津波浸水想定区域の一部を居住誘導区域から除外しています。（p.74～75を参照）

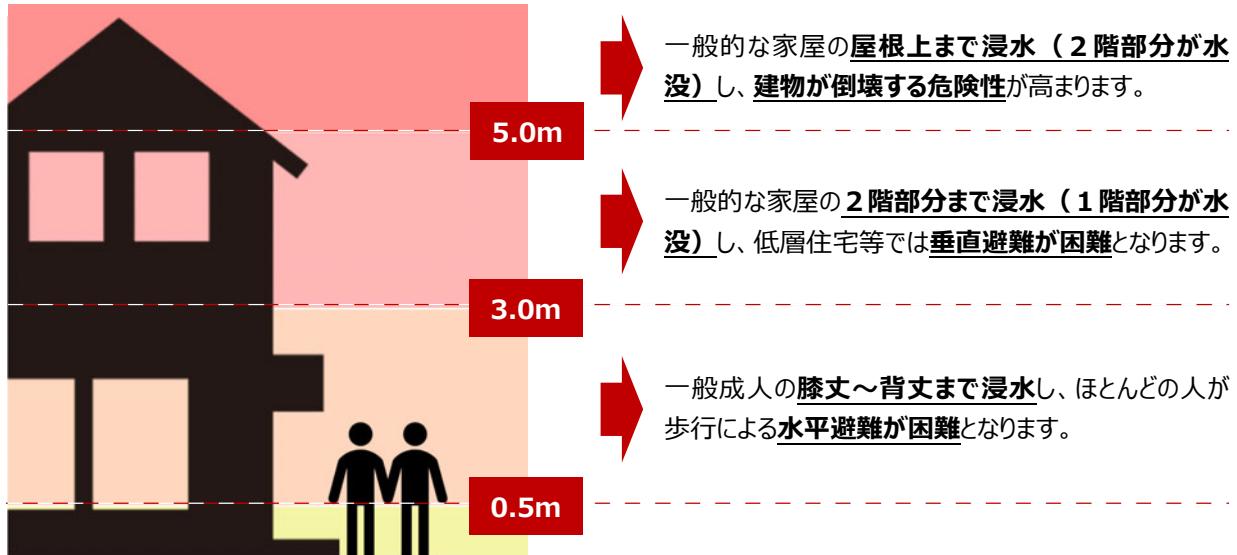
※2 大規模盛土造成地は、必ずしも災害発生の危険性を示すものではないため、分析対象から除外しています。

※3 地震による道路の途絶や火災などは市全域で発生しうるものであり、災害ハザード情報を用いた分析が困難であることから、都市情報の重ね合わせにより災害リスクを把握します。

【参考】洪水や高潮発生時における浸水深の考え方

洪水や高潮、ため池の浸水想定区域では、「浸水深」が人的・物的被害を把握するための指標の一つとされており、一般的に「0.5m」「3.0m」「5.0m」が災害リスクを読み解く上での目安として用いられます。洪水や高潮発生時における浸水深ごとの人的・物的被害の考え方は以下の通りです。

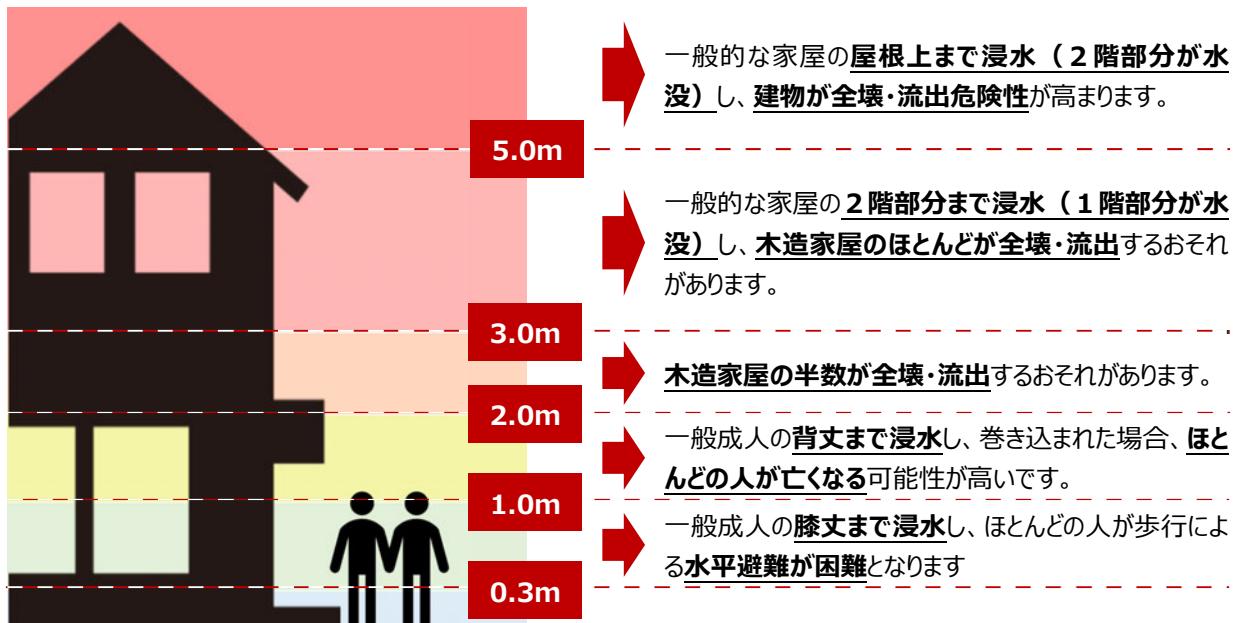
▼洪水や高潮発生時の浸水深と人的・物的被害の関係



【参考】津波発生時における浸水深の考え方

津波浸水想定区域では洪水や高潮等と異なり、「0.3m」「1.0m」「2.0m」「3.0m」「5.0m」が浸水深の目安として用いられます。津波発生時における浸水深ごとの人的・物的被害の考え方は以下の通りです。

▼津波発生時の浸水深と人的・物的被害の関係

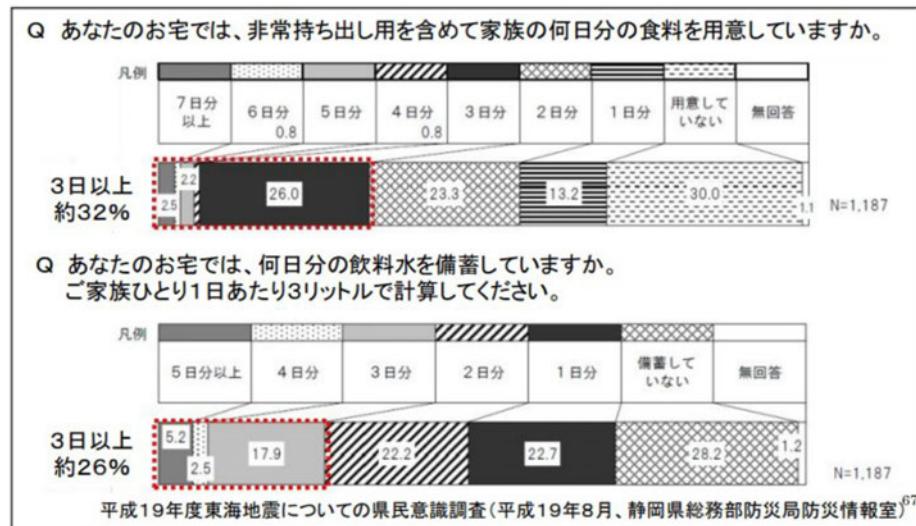


【参考】浸水継続時間の考え方

洪水や高潮等により、地表が水に覆われてから水が完全に引くまでに要する時間を「浸水継続時間」と呼びます。前述した浸水深と同様に、洪水や高潮による人的・物的被害を把握する際には、この浸水継続時間も指標の一つとなります。

各家庭における飲料水や食料等の備蓄は、3日分以内の家庭が多いとされており、浸水により 24 時間～72 時間以上孤立すると、飲料水や食料等の不足による健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じるおそれがあります。

▼各家庭における飲料水や食料等の備蓄状況についての調査結果



出典：水害の被害指標分析の手引き（H25 試行版）

【参考】高潮浸水想定区域の考え方

「想定し得る最大規模の高潮」を前提としたものが「高潮浸水想定区域」になります。

降雨量や河川流量に基づき指定される「洪水浸水想定区域」、地形条件に基づき指定される「土砂災害警戒区域」などとは異なり、高潮浸水想定区域は以下に示す条件①～④が全て重なった最悪の場合をシミュレーションしたものとなっており、その発生頻度は他の災害ハザードと比較して極めて低いと予想されます。

▼佐賀県における高潮浸水想定区域の外力条件

(過去、佐賀県に上陸または最接近した最大中心気圧 940 hPa の台風を遙かに上回る外力条件を設定)

① 台風の規模	中心気圧	900 hPa (室戸台風規模)
	最大旋回風速半径	75 km (伊勢湾台風規模)
	移動速度	73 km/h (伊勢湾台風規模)
② 大潮 (新月と満月の時期に起こる潮位差が最大となる現象) かつ満潮時に台風が襲来		
③ 高潮と同時に河川で洪水が発生		
④ 海岸堤防等は全て決壊、水門や排水機場は全て機能停止		

出典：佐賀県 HP を基に作成

【参考】避難所の種類

本計画では、「指定緊急避難所」「指定避難所」「福祉避難所」の3種を対象としたリスク分析を行っています。各施設種別の概要は以下の通りです。

▼避難所の種類と概要

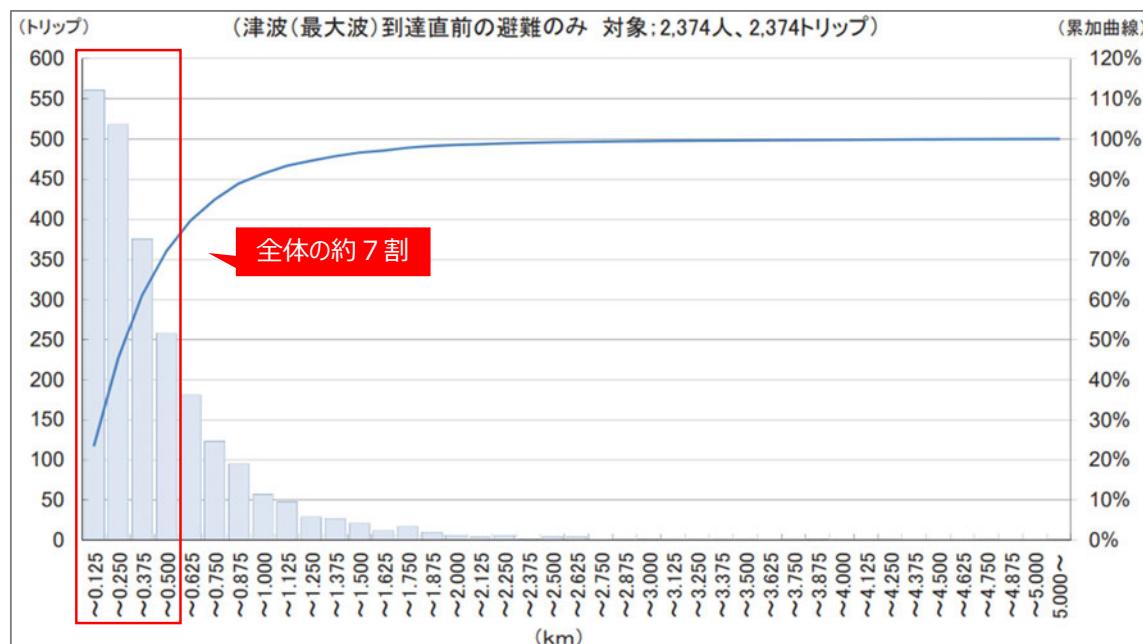
施設種別	目的	特徴	施設の具体例
指定緊急避難場所	災害が差し迫った状況や発災時において、緊急的に避難して、身の安全を確保することができる場所。	一時的な避難が目的であり、長期滞在は想定されていない。	グラウンドや球場、大規模な公園など
指定避難所	災害発生時、自宅での生活が困難になった被災者が一定期間滞在することができる施設。	食事、寝具、トイレなどの生活支援が提供される。	校舎や体育館、コミュニティセンターなど
福祉避難所	高齢者や障害者など、一般の避難所生活では支障をきたす要配慮者に対して、特別の配慮がなされた施設。	バリアフリーに対応しており、医療・介護スタッフが配置される。一般的の避難所からの二次避難先として運用されることが多い。	福祉センターや各福祉施設など

【参考】避難所圏域の考え方

一般的に、高齢者などが無理なく歩ける距離（歩行限界距離）は約 500mとされています。また、東日本大震災後に国が行った調査では、徒歩で避難した人の移動距離は概ね 400m～600m、500m以内で避難した人の割合は全体の約 7割という結果が提示されています。

以上のことから、本計画では、避難所からの 500m圏を「水平避難が可能なエリア」とみなしています。

▼徒歩による避難の移動距離

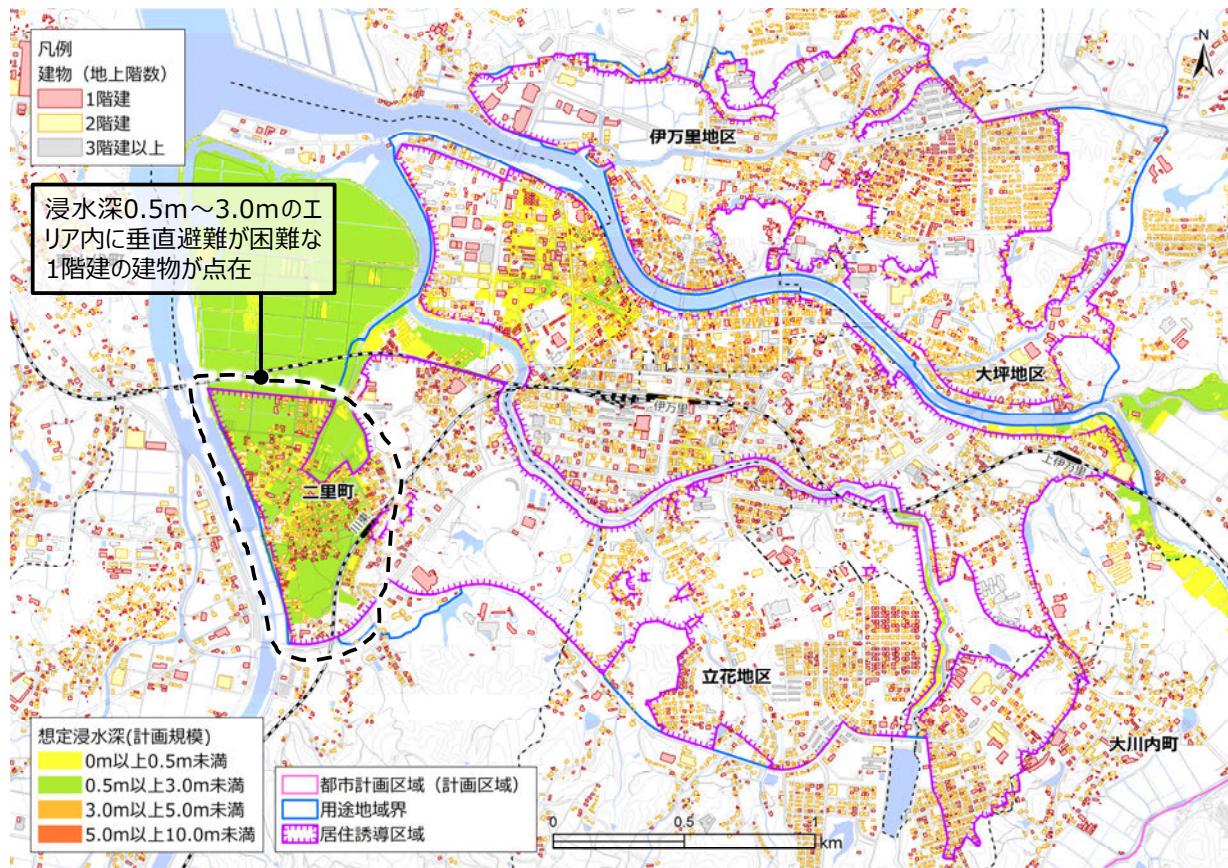


出典：津波避難対策推進マニュアル検討会報告書

1) 課題の視点：垂直避難は可能か

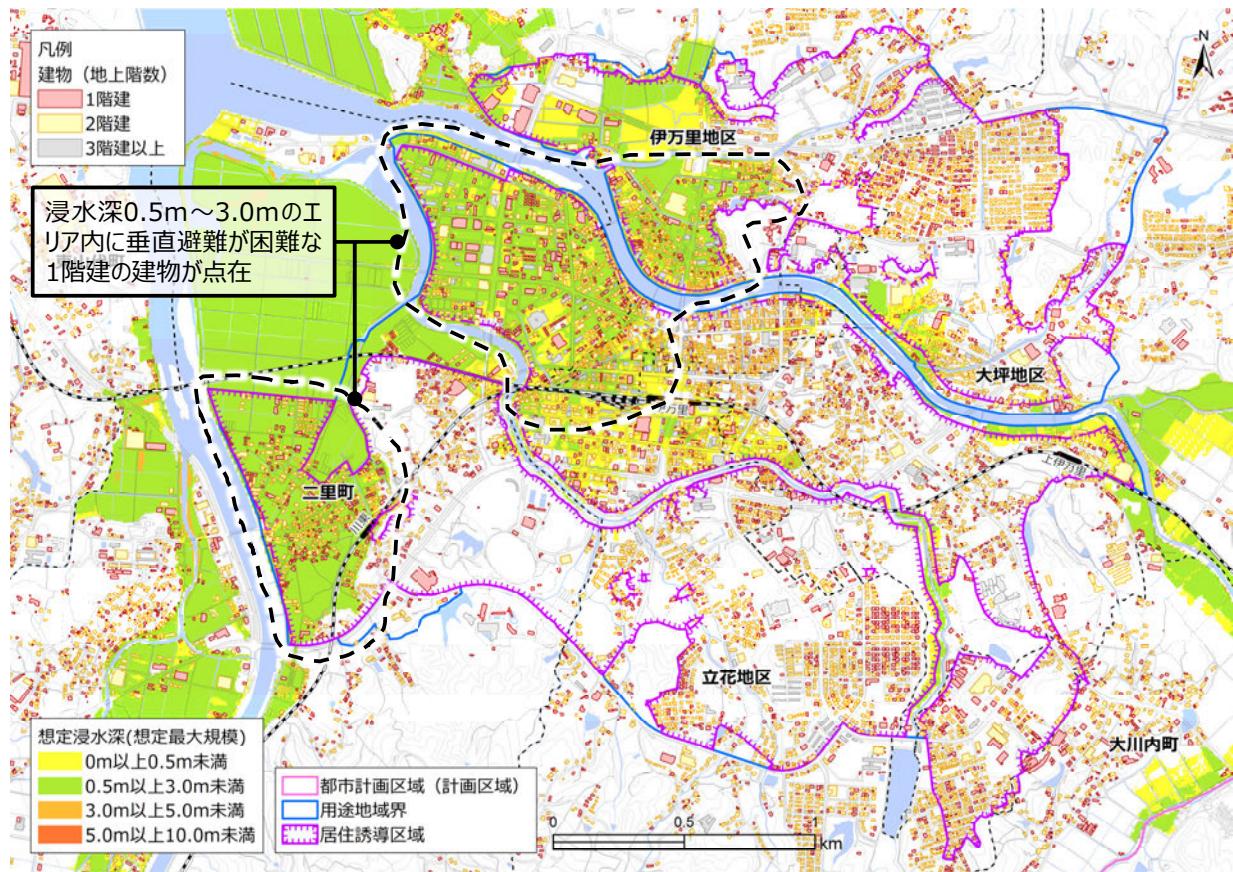
洪水浸水想定区域（計画規模）× 建物階数

■二里町において、想定浸水深が 0.5m～3.0mのエリア内に垂直避難が困難となる1階建の建物が点在しており、床上浸水による人的・物的被害が発生するおそれがあります。



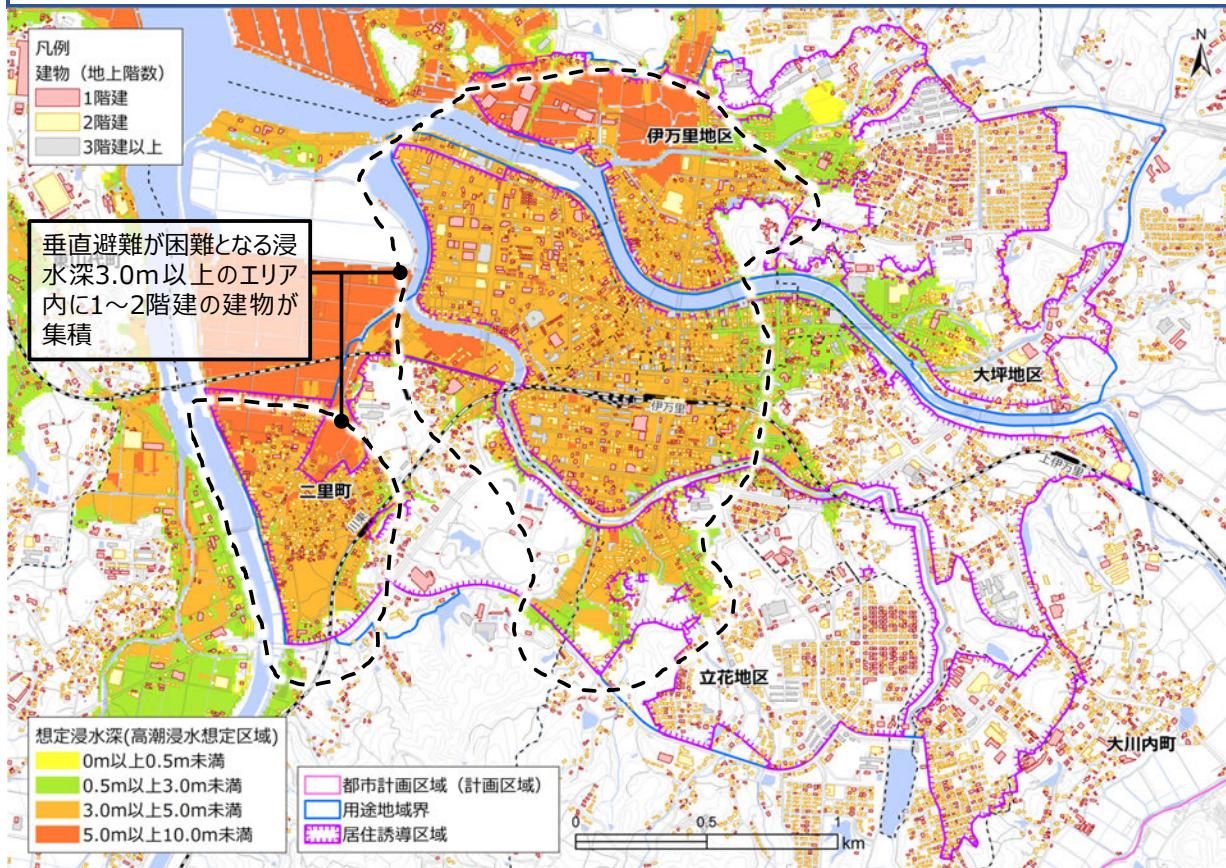
洪水浸水想定区域（想定最大規模）× 建物階数

■松島町や二里町等において、想定浸水深が0.5m～3.0mのエリア内に垂直避難が困難となる1階建の建物が点在しており、床上浸水による人的・物的被害が発生するおそれがあります。



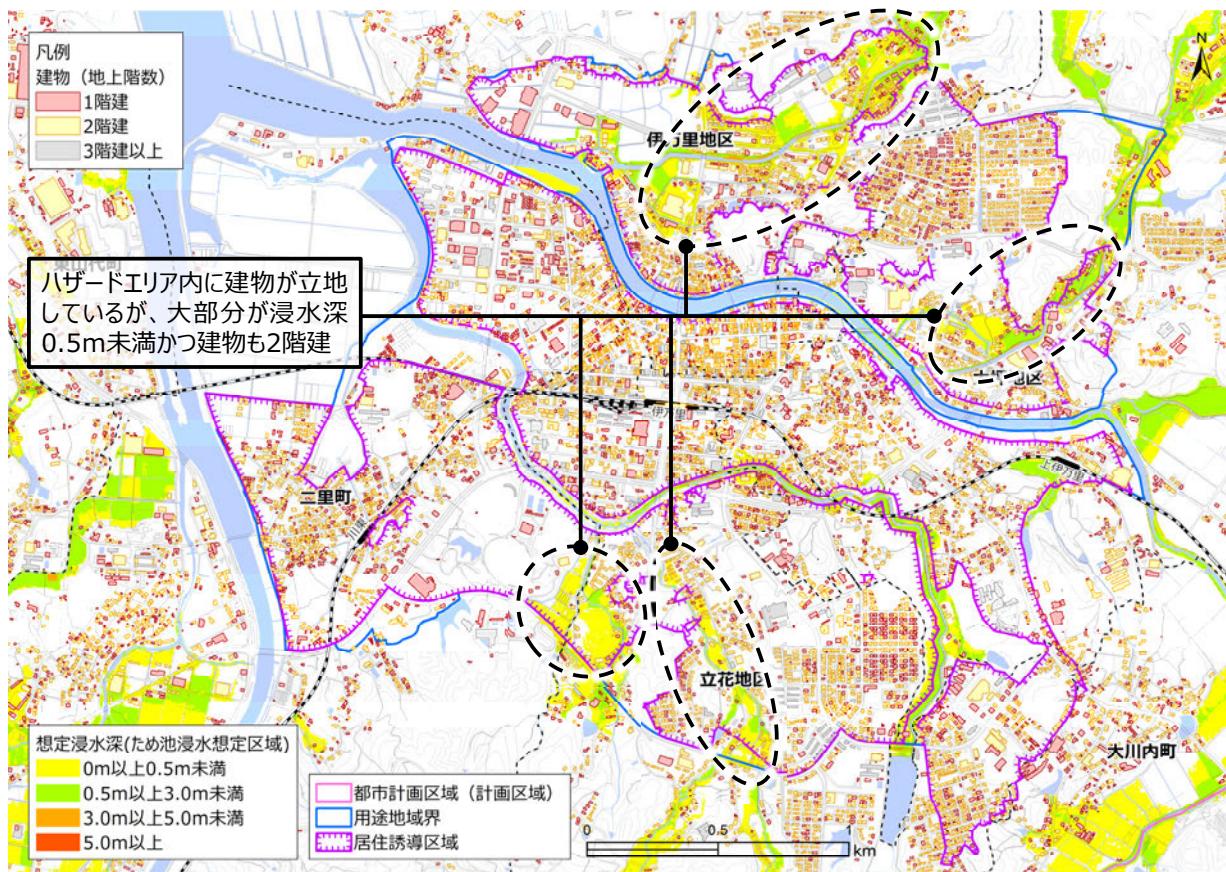
高潮浸水想定区域 × 建物階数

■伊万里駅周辺や松島町、二里町等において、垂直避難が困難となる想定浸水深が3.0m以上のエリア内に1～2階建の建物が集積しており、床上浸水による人的・物的被害が発生するおそれがあります。



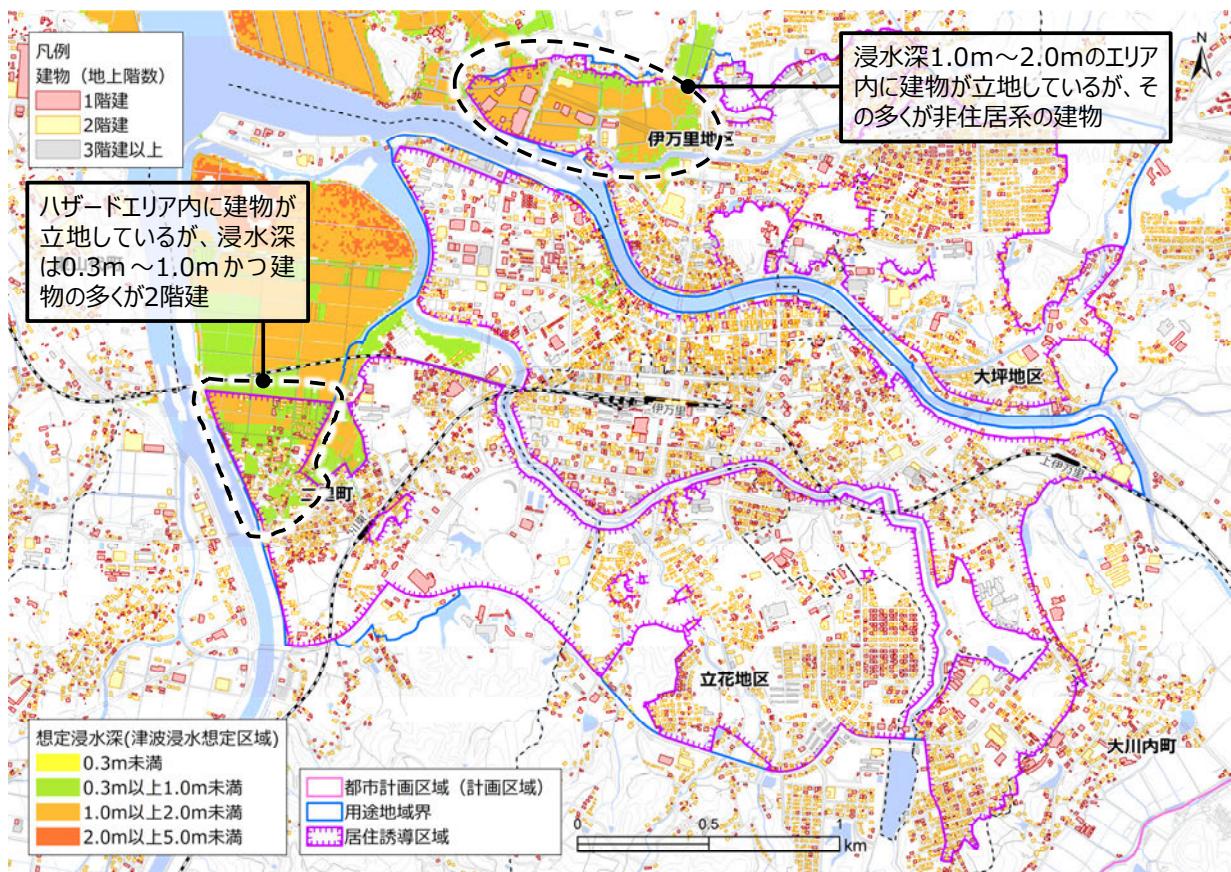
ため池浸水想定区域 × 建物階数

■ 大部分で想定浸水深が 0.5m未満となっており、0.5m～3.0mの浸水が見込まれるエリア内においても、垂直避難が困難となる 1 階建の建物はほとんど立地していないことから、人的被害が発生するリスクは低いと解されます。



津波浸水想定区域 × 建物階数

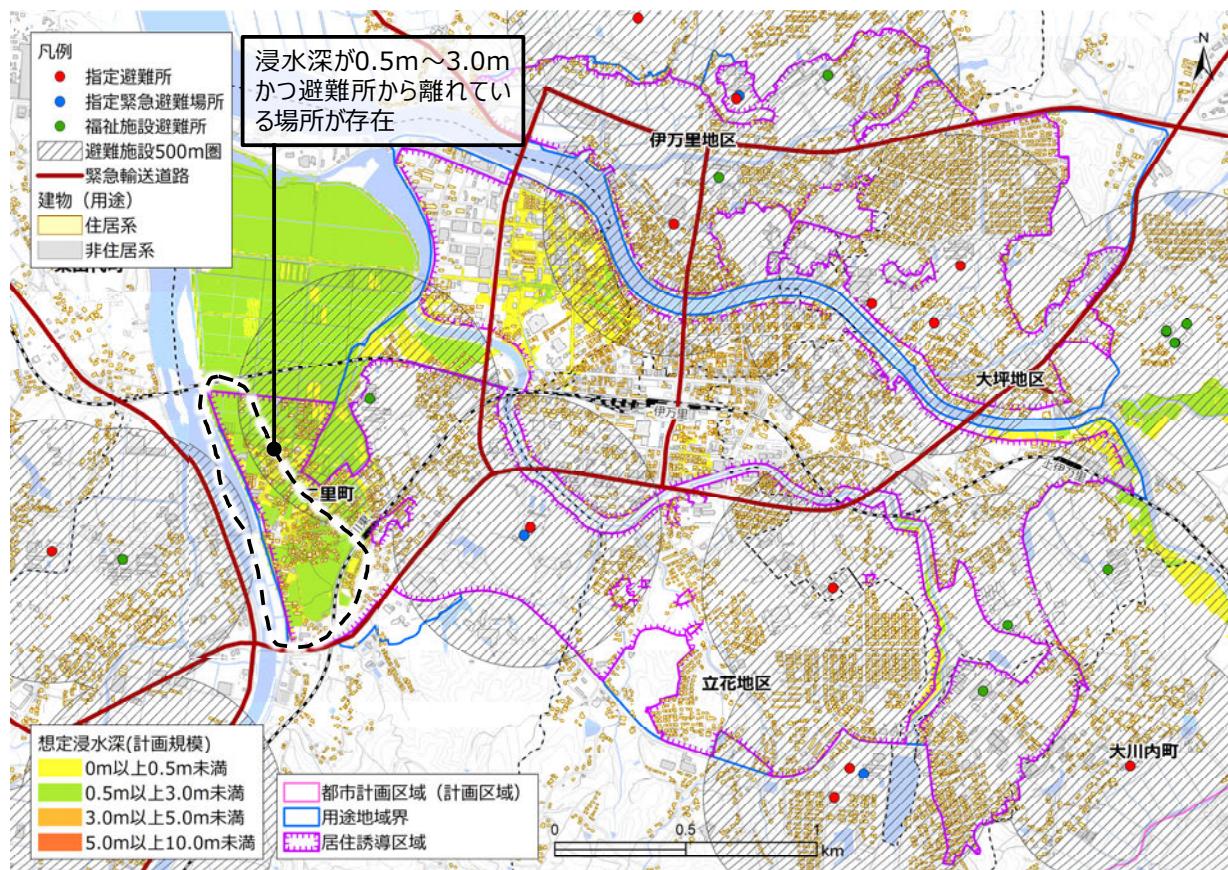
- 二里町において、想定浸水深が 0.3m～1.0mのエリア内に建物が立地していますが、その多くが垂直避難での対応が可能な 2 階建の建物になっていることから、人的被害が発生するリスクは低いと解されます。
- 松島町において、想定浸水深が 1.0m～2.0mのエリア内に 1 階建の建物が立地していますが、その多くが非住居系の建物（商業施設）になっていることから、人的被害が発生するリスクは低いと解されます。



2) 課題の視点：避難所への避難は可能か

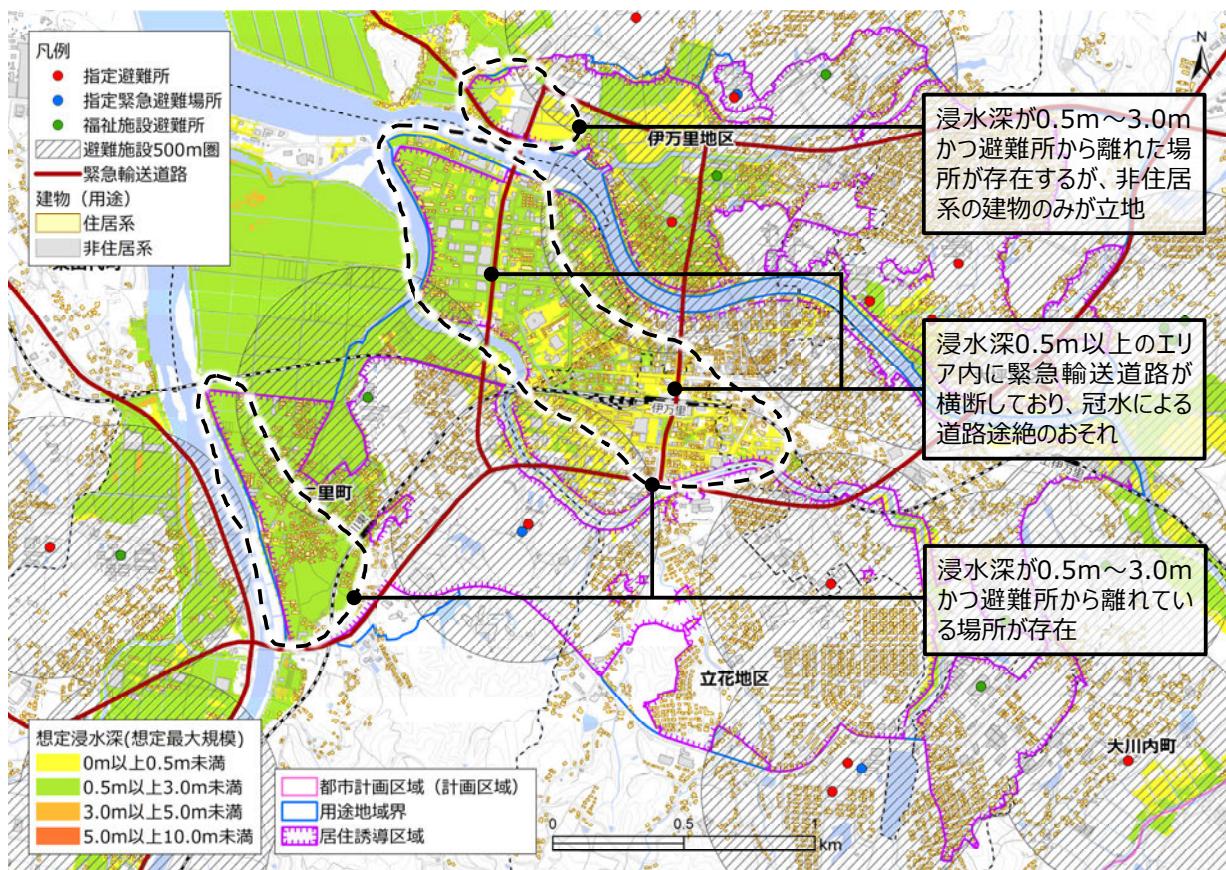
洪水浸水想定区域（計画規模）× 避難所・緊急輸送道路 × 建物用途

■二里町において、想定浸水深が 0.5m～3.0mかつ避難所から 500m以上離れている場所に住居系の建物が立地しており、避難行動の遅れにより人的被害が発生するおそれがあります。



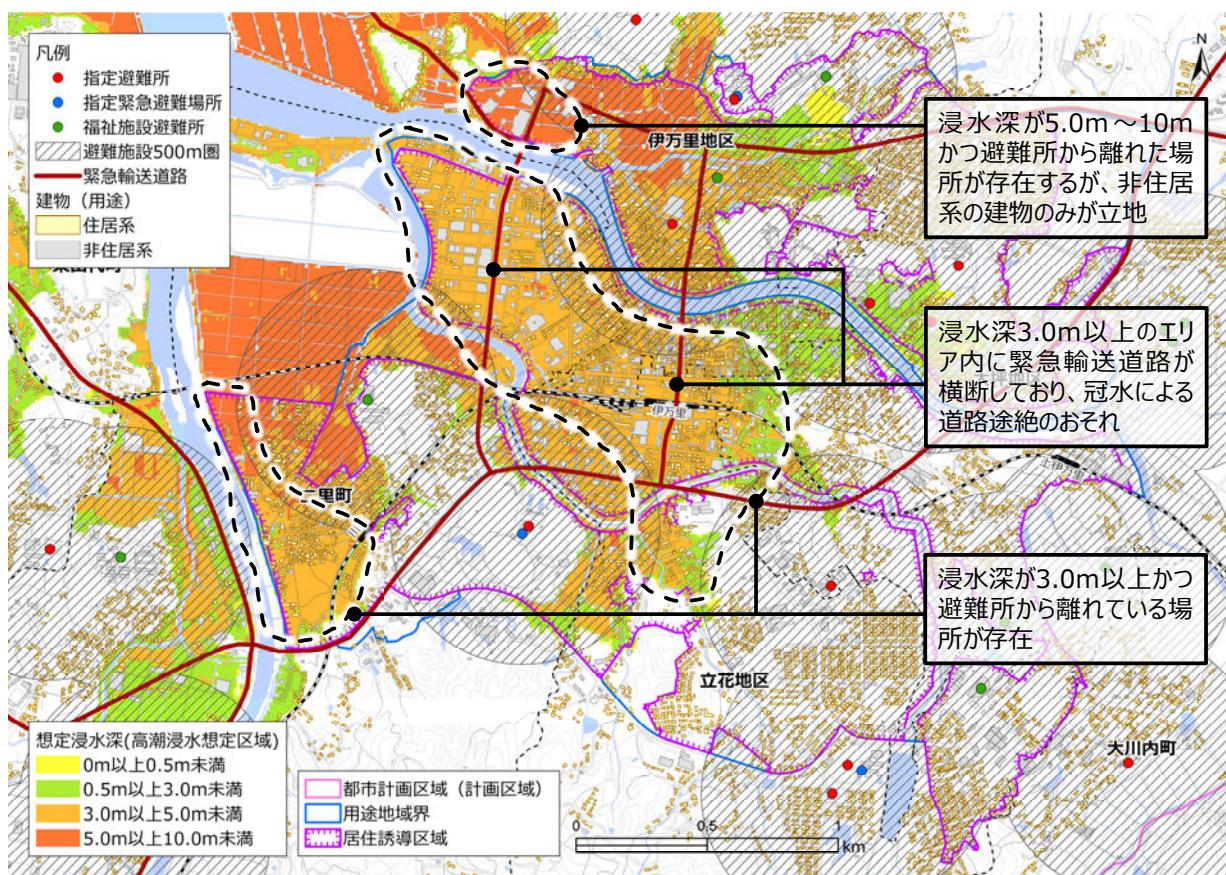
洪水浸水想定区域（想定最大規模）× 避難所・緊急輸送道路 × 建物用途

- 伊万里駅周辺や二里町等において、想定浸水深が0.5m～3.0mかつ避難所から500m以上離れている場所に住居系の建物が立地しており、避難行動の遅れによる人的被害が発生するおそれがあります。
- 松島町にも想定浸水深が0.5m～3.0mかつ避難所から500m以上離れている場所が存在しますが、ハザードエリア内には非住居系の建物のみが立地していることから、人的被害が発生するリスクは低いと解されます。
- 国道204号や県道黒川松島線などの緊急輸送道路の一部が、想定浸水深0.5m以上のエリアを横断しており、冠水により道路が途絶されるおそれがあります。



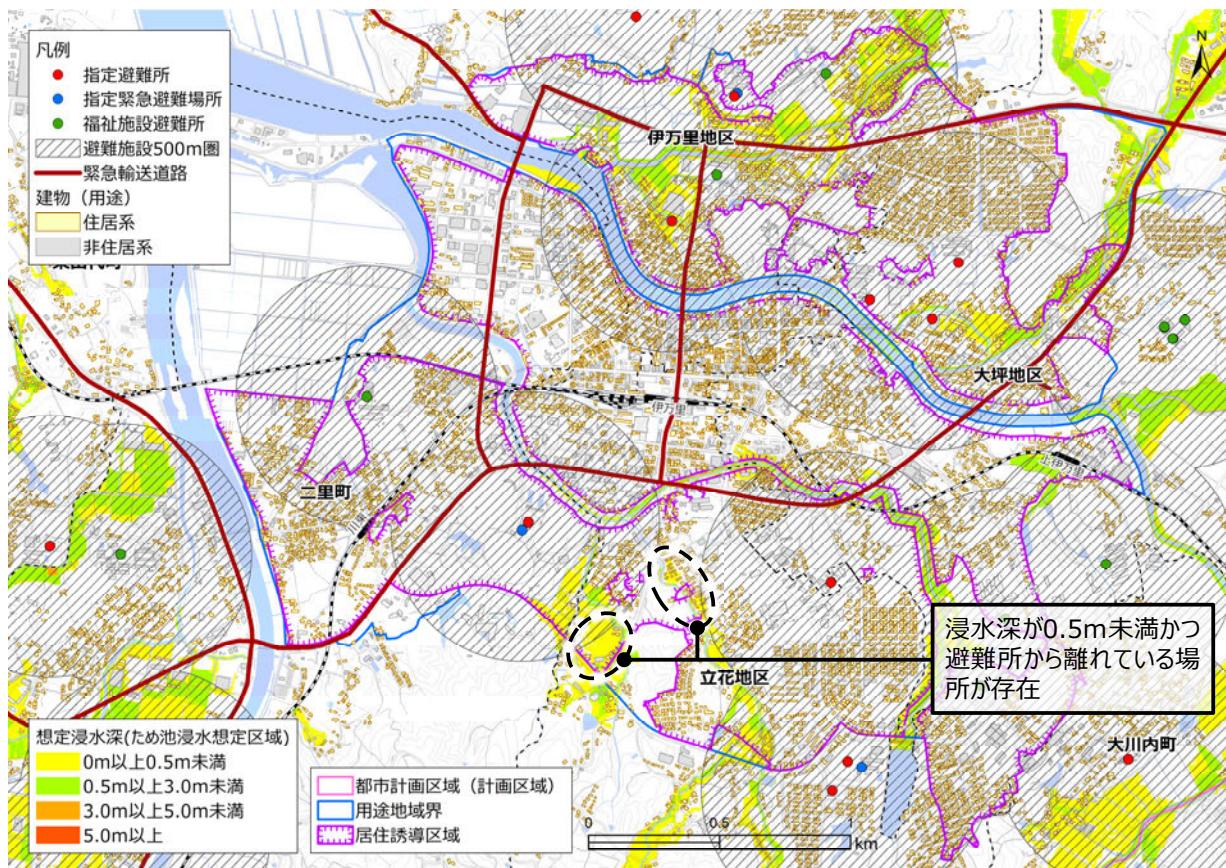
高潮浸水想定区域 × 避難所・緊急輸送道路 × 建物用途

- 伊万里駅周辺や二里町等において、垂直避難が困難となる浸水深が 3.0m以上かつ避難所から 500m以上離れている場所に住居系の建物が立地しており、避難行動の遅れにより人的被害が発生するおそれがあります。
- 松島町にも想定浸水深が 5.0m～10mかつ避難所から 500m以上離れている場所が存在しますが、ハザードエリア内には非住居系の建物（商業施設）のみが立地していることから、人的被害が発生するリスクは低いと解されます。
- 国道 204 号や 202 号、県道黒川松島線などの緊急輸送道路の一部が、想定浸水深 3.0m以上のエリアを横断しており、冠水により道路が途絶されるおそれがあります。



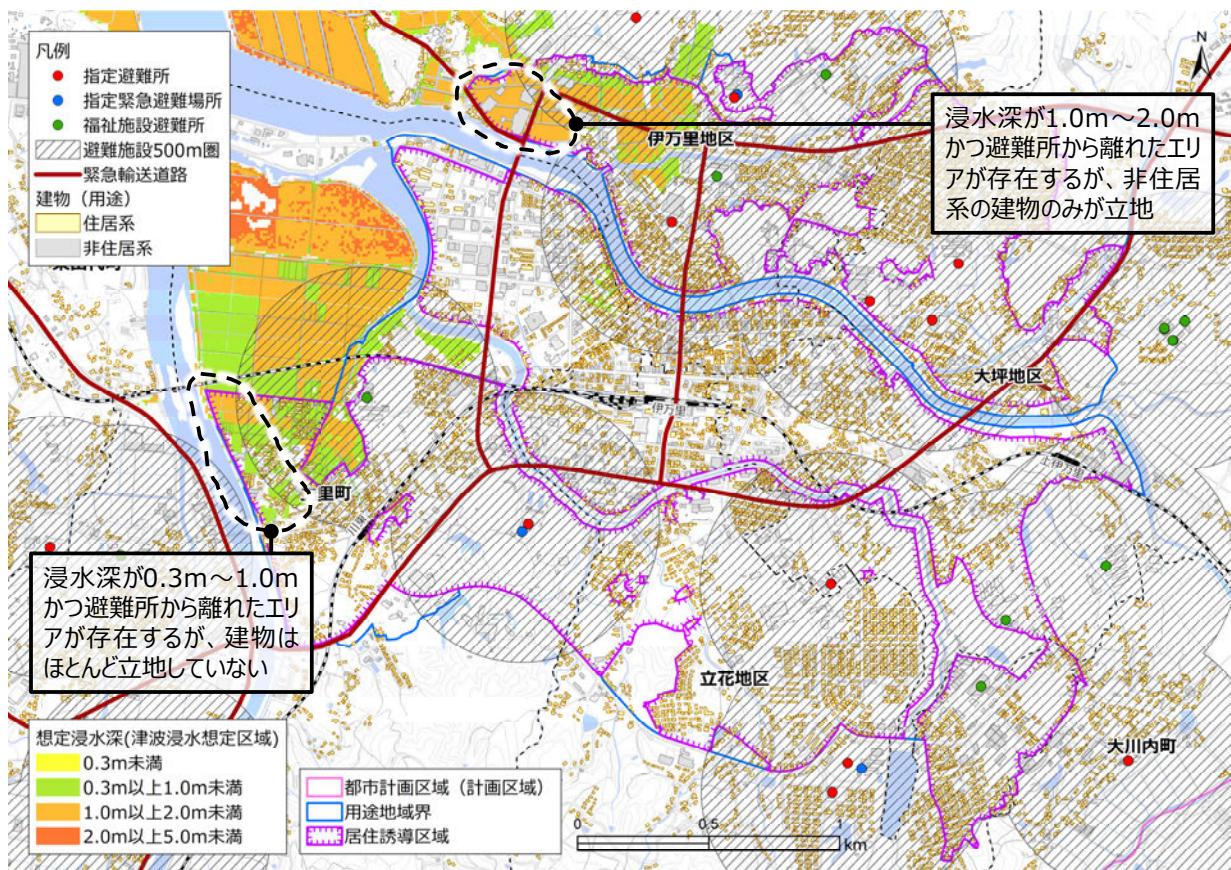
ため池浸水想定区域 × 避難所・緊急輸送道路 × 建物用途

■立花町において、避難所から 500m以上離れている場所に住居系の建物が立地していますが、想定浸水深は垂直避難での対応が可能な 0.5m未満となっていることから、人的被害が発生するリスクは低いと解されます。



津波浸水想定区域 × 避難所・緊急輸送道路 × 建物用途

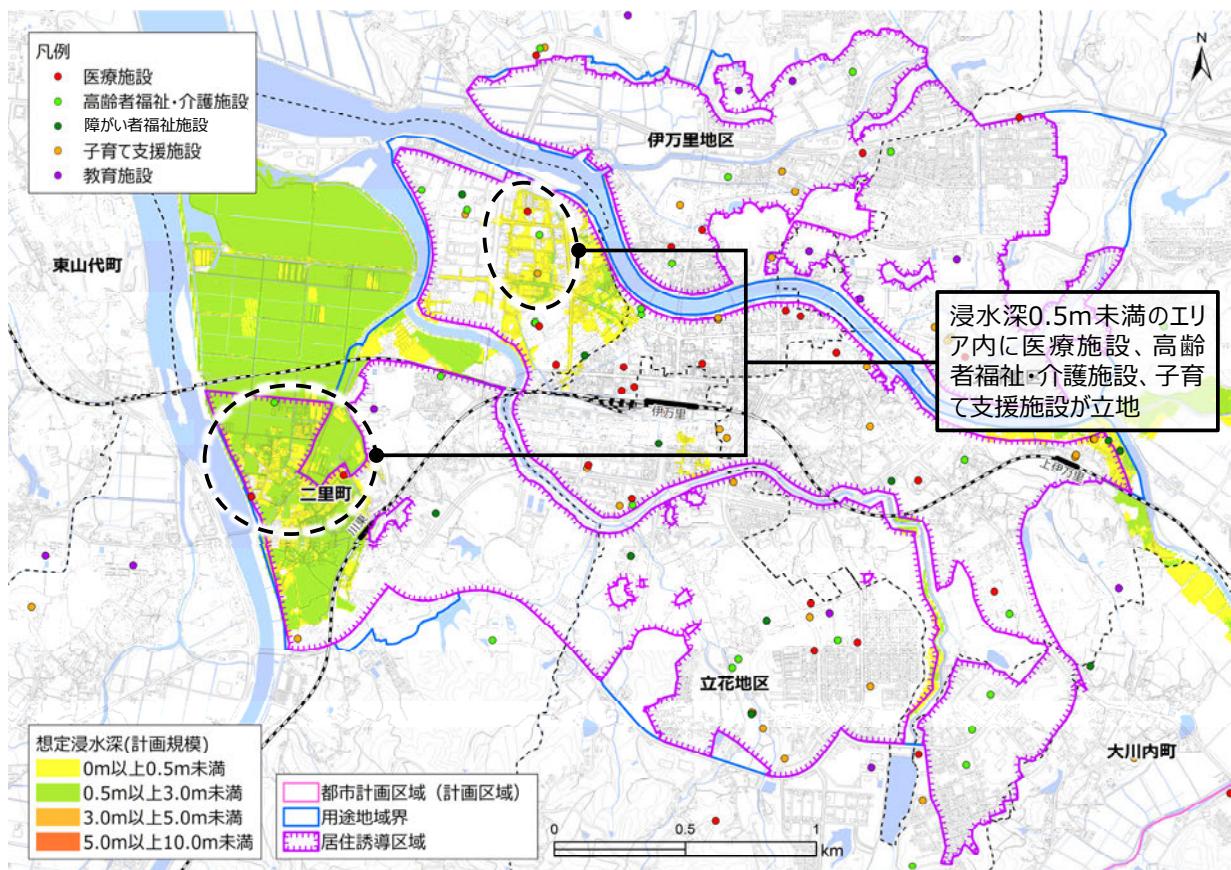
- 二里町において、想定浸水深が 0.3m～1.0mかつ避難所から 500m以上離れた場所が存在しますが、ハザードエリア内には建物がほとんど立地していないことから、人的被害が発生するリスクは低いと解されます。
- 松島町において、想定浸水深が 1.0m～2.0mかつ避難所から 500m以上離れた場所が存在しますが、ハザードエリア内には非住居系の建物（商業施設）のみが立地していることから、人的被害が発生するリスクは低いと解されます。



3) 課題の視点：要配慮者の生命維持に危険はないか

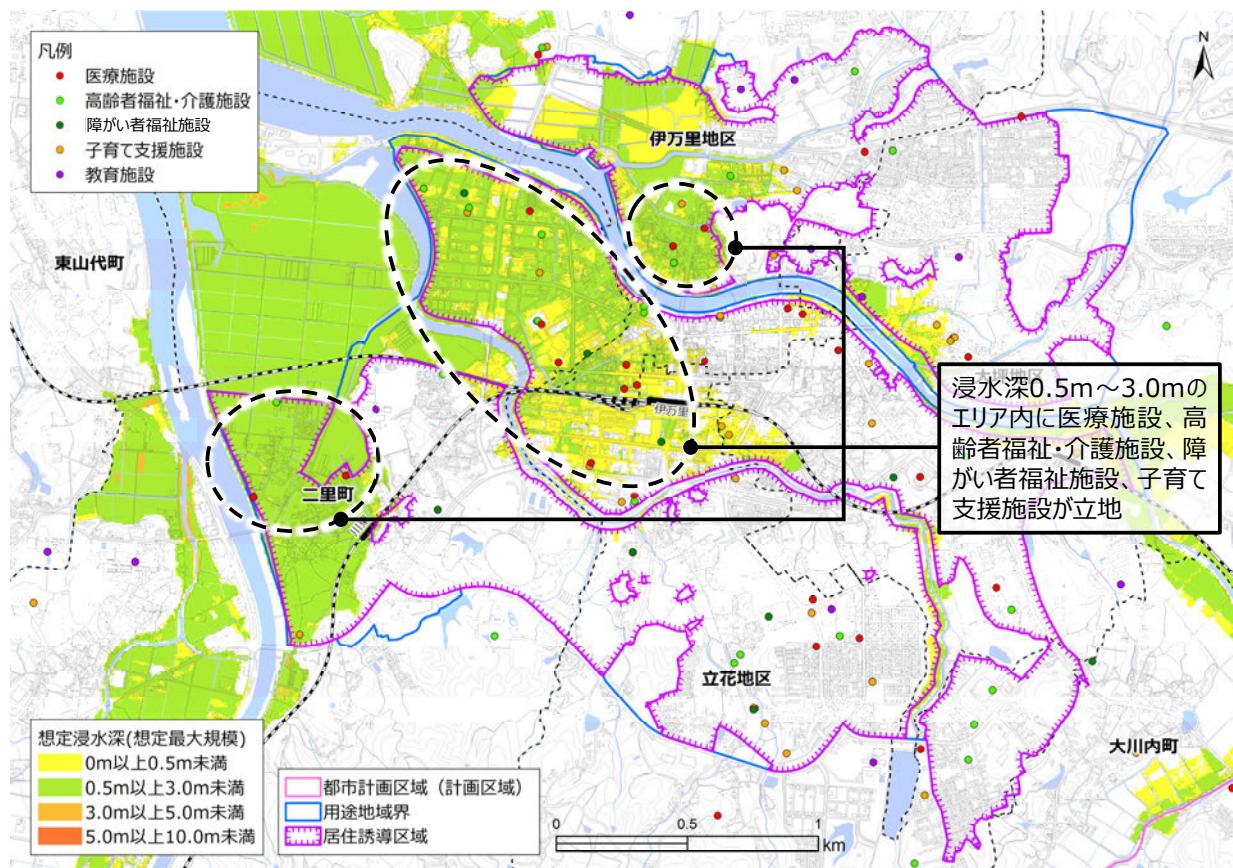
洪水浸水想定区域（計画規模）× 要配慮者施設

■二里町において、想定浸水深が0.5m未満のエリア内に医療施設、高齢者福祉・介護施設、子育て支援施設が立地しており、これらの施設では床上浸水等により施設機能の維持や要配慮者の生命維持が困難となるおそれがあります。



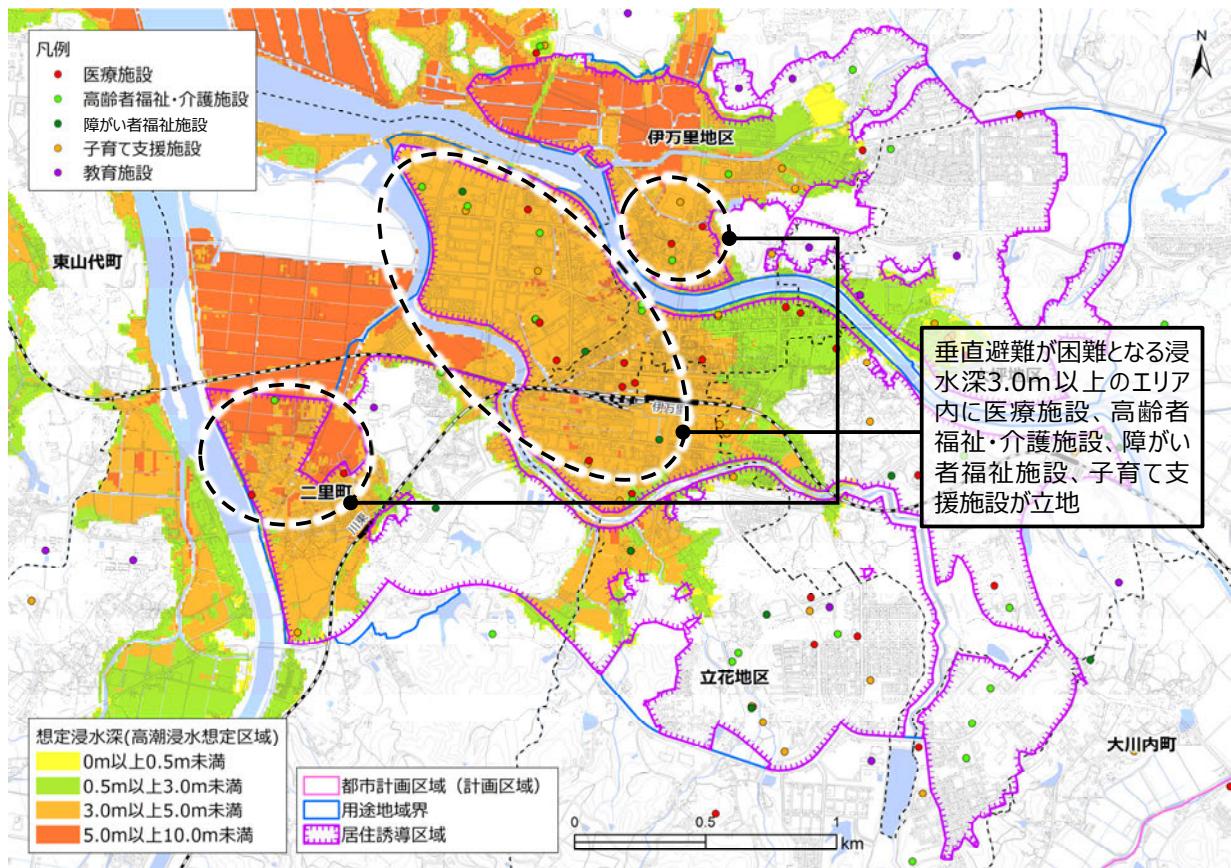
洪水浸水想定区域（想定最大規模）× 要配慮者施設

■伊万里駅周辺や松島町、二里町において、想定浸水深が 0.5m～3.0mのエリア内に医療施設、高齢者福祉・介護施設、障がい者福祉施設、子育て支援施設が立地しており、これらの施設では床上浸水等により施設機能の維持や要配慮者の生命維持が困難となるおそれがあります。



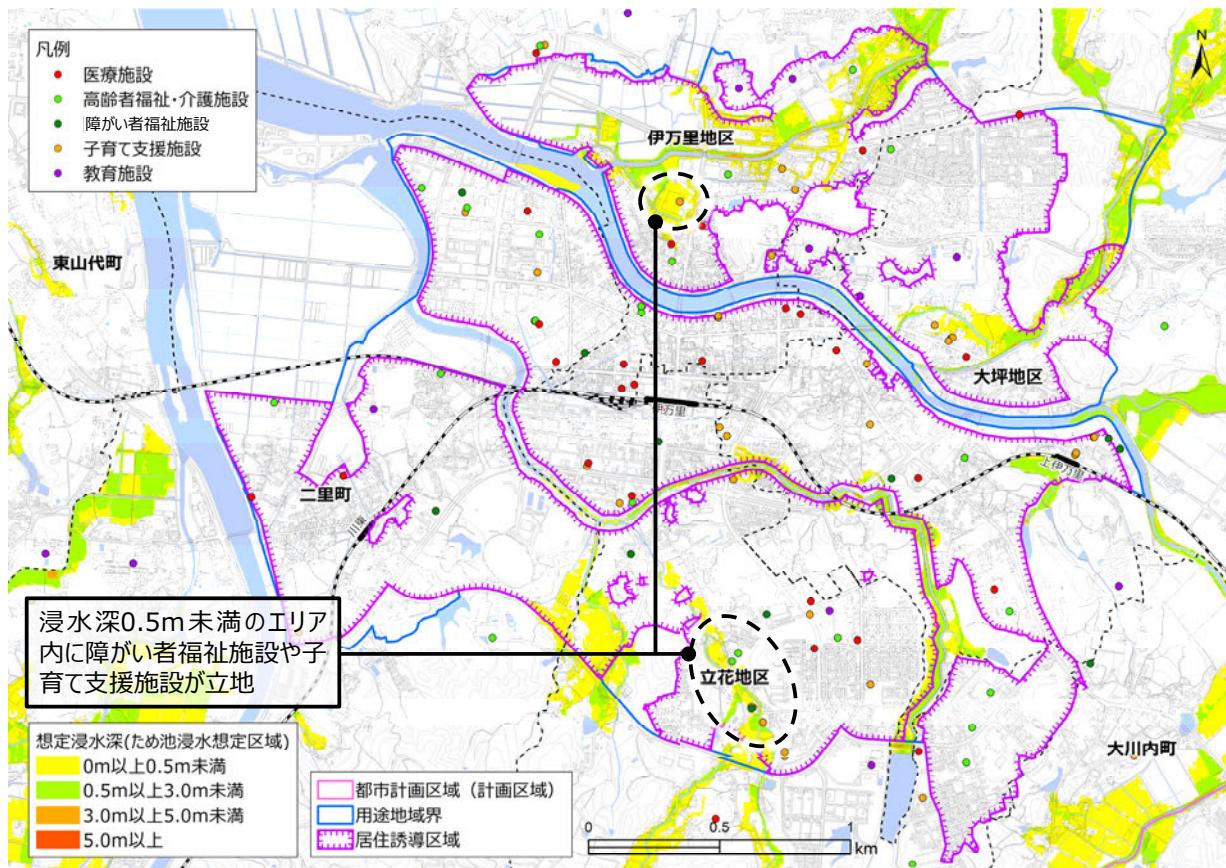
高潮浸水想定区域 × 要配慮者施設

■伊万里駅周辺や松島町、二里町において、垂直避難が困難となる想定浸水深が0.5m～3.0mのエリア内に医療施設、高齢者福祉・介護施設、障がい者福祉施設、子育て支援施設が立地しており、これらの施設では床上浸水等により、施設機能の維持や要配慮者の生命維持が困難となるおそれがあります。



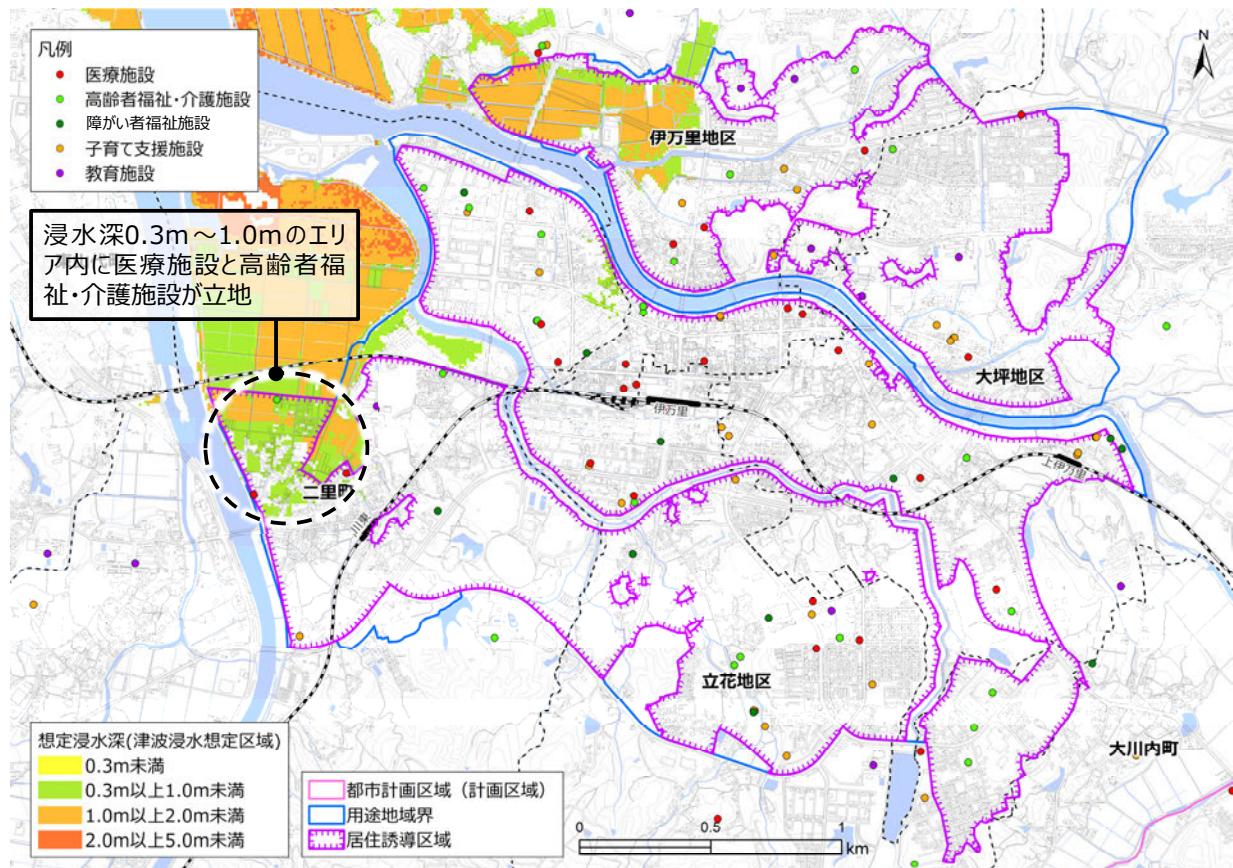
ため池浸水想定区域 × 要配慮者施設

■松島町と立花町において、障がい者福祉施設と子育て支援施設がハザードエリア内に立地していますが、いずれも想定浸水深が0.5m未満であることから、施設機能の維持や要配慮者の生命維持に危険が生じるリスクは低いと解されます。



津波浸水想定区域 × 要配慮者施設

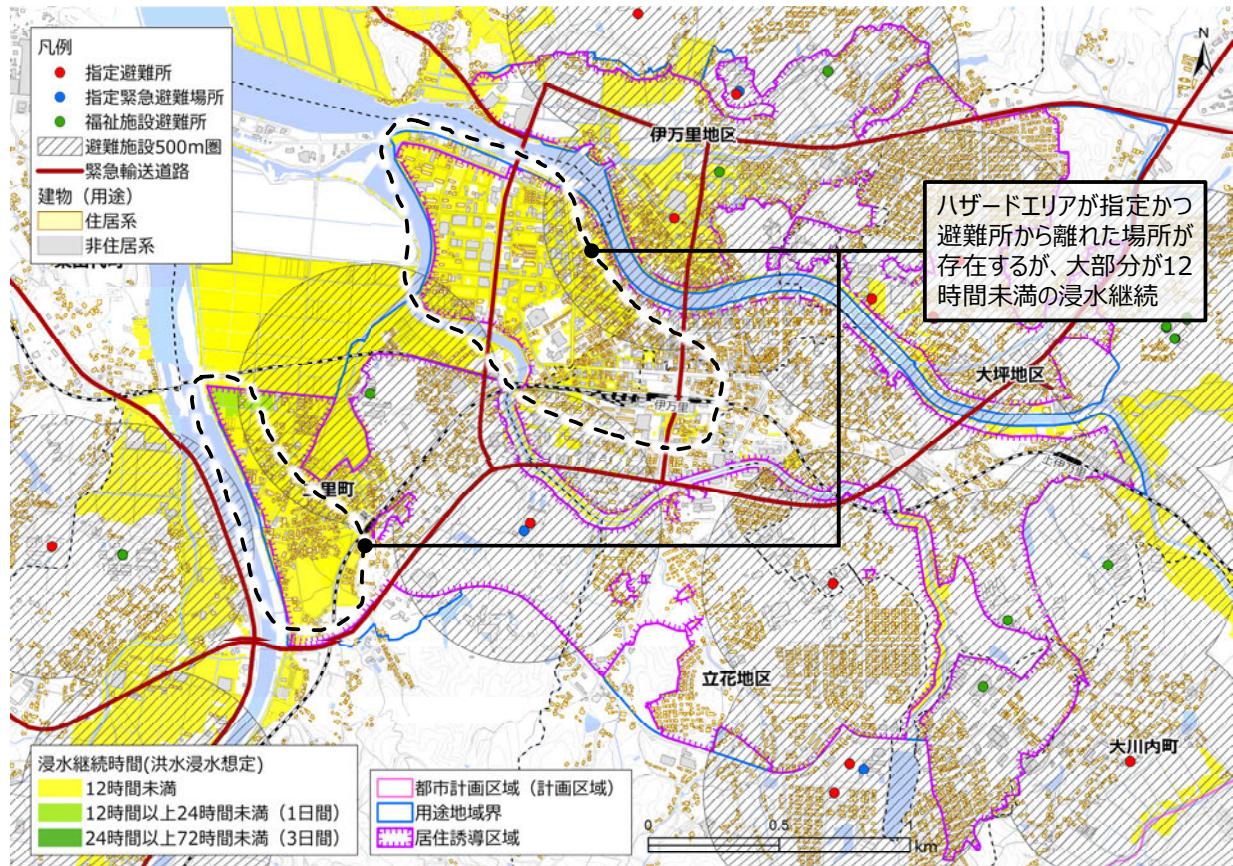
■二里町において、医療施設と高齢者福祉・介護施設がハザードエリア内に立地していますが、いずれも想定浸水深が1.0m未満であることから、施設機能の維持や要配慮者の生命維持に危険が生じるリスクは低いと解されます。



4) 課題の視点：長期にわたり取り残される住宅等はないか

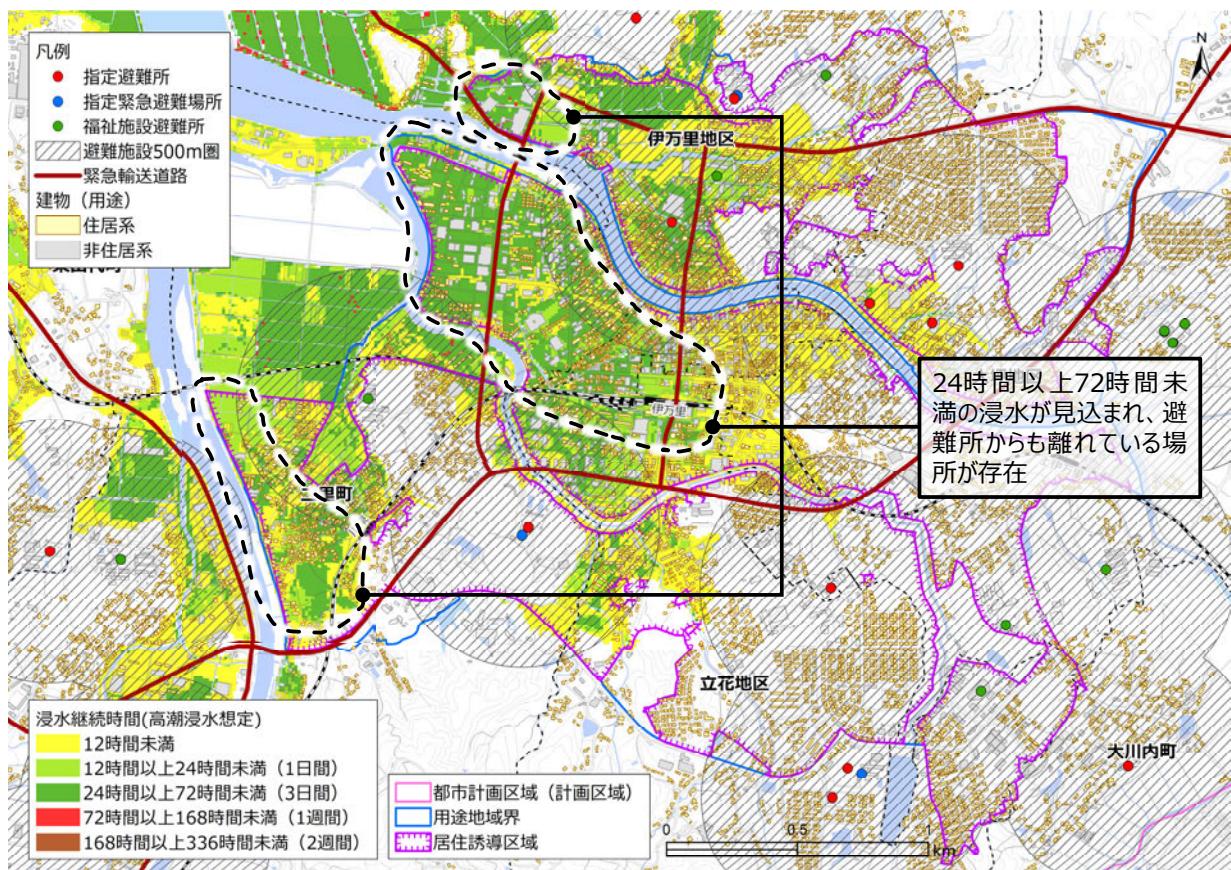
浸水継続時間（洪水－想定最大規模）× 建物用途

■二里町や松島町でハザードエリアが指定されており、避難所から 500m以上離れた場所も存在しますが、大部分が 12 時間未満の浸水継続となっていることから、長期浸水による人的被害が発生するリスクは低いと解されます。



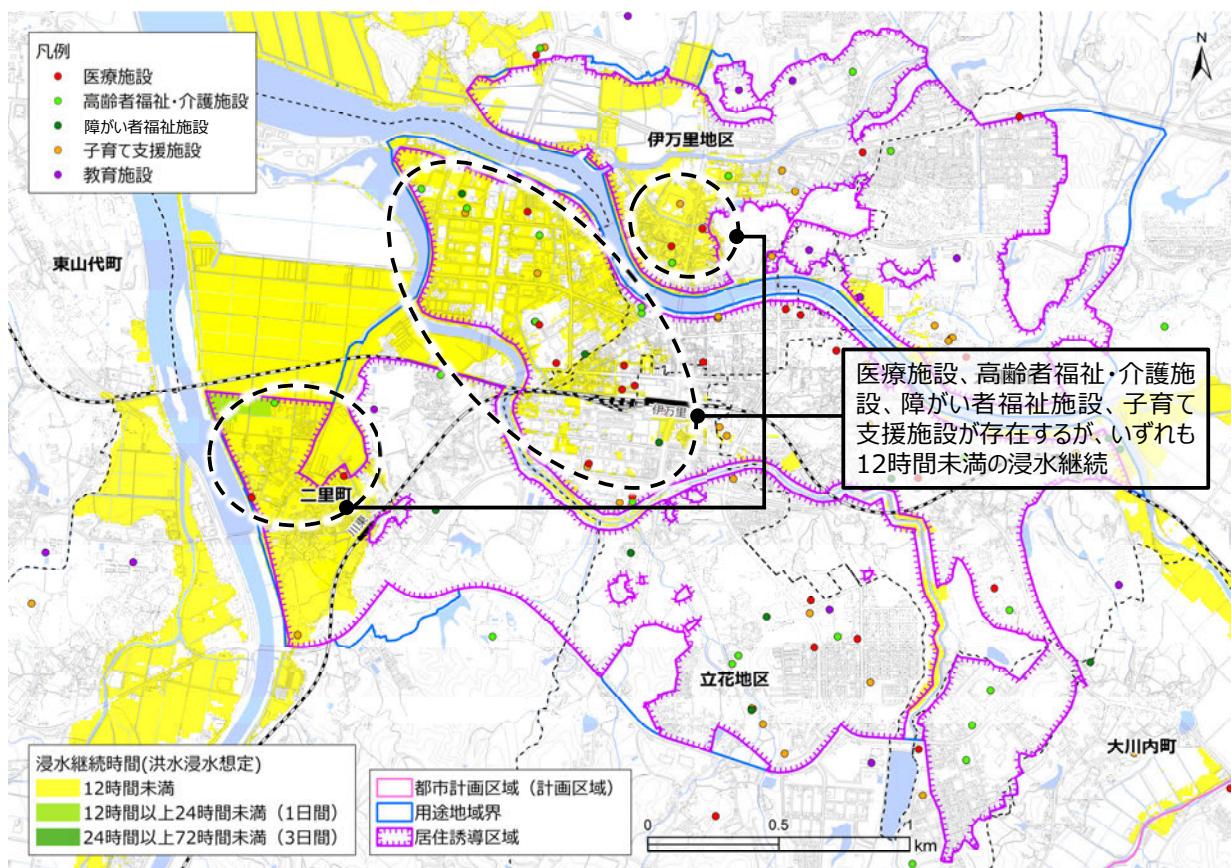
浸水継続時間（高潮）× 建物用途

■伊万里駅周辺や松島町、二里町において、約3日（生命の危機が生じるおそれがある期間）の浸水継続が見込まれ、避難所から500m以上離れている場所も存在することから、長期浸水による人的被害が発生するおそれがあります。



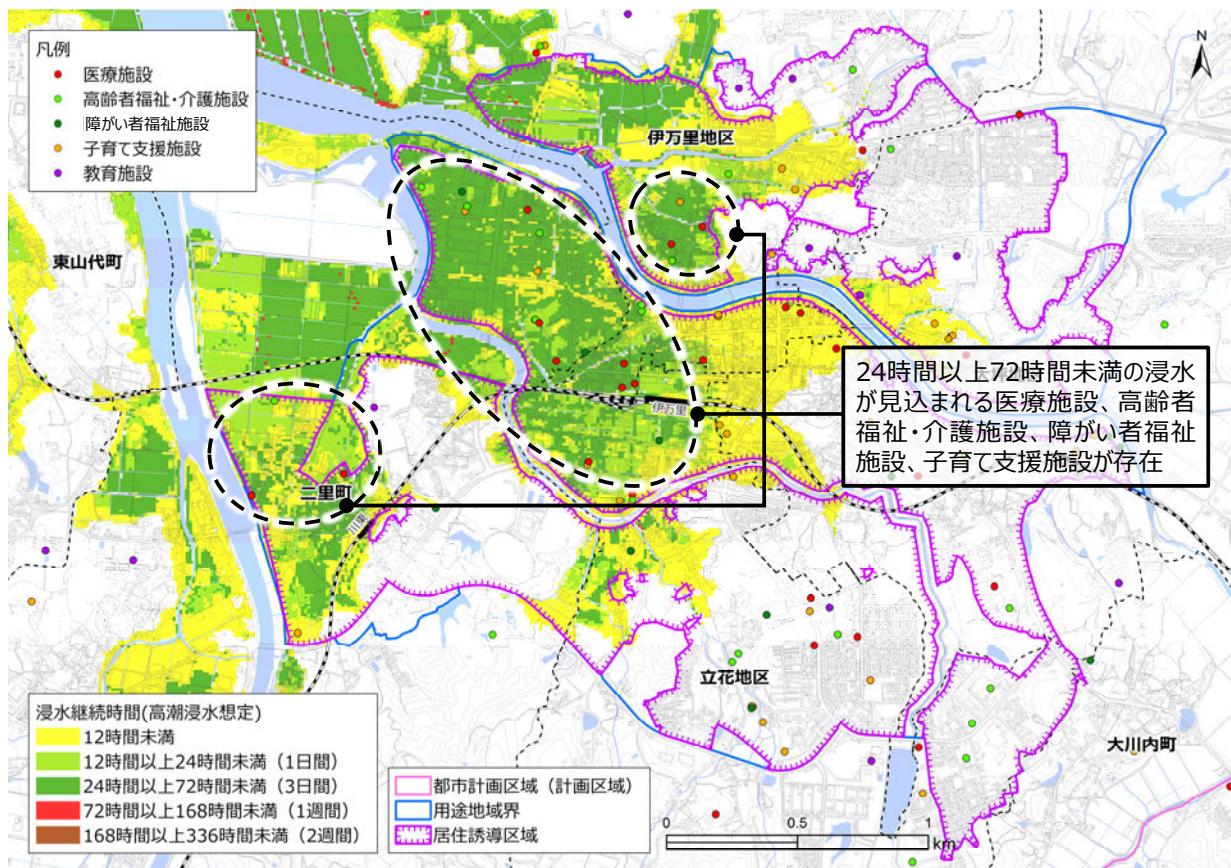
浸水継続時間（洪水－想定最大規模）× 要配慮者施設

■伊万里駅周辺や松島町、二里町において、ハザードエリア内に医療施設、高齢者福祉・介護施設、障がい者福祉施設、子育て支援施設が立地していますが、いずれも 12 時間未満の浸水継続となっていることから、これらの施設の機能維持や要配慮者の生命維持に危険が生じるリスクは低いと解されます。



浸水継続時間（高潮）× 要配慮者施設

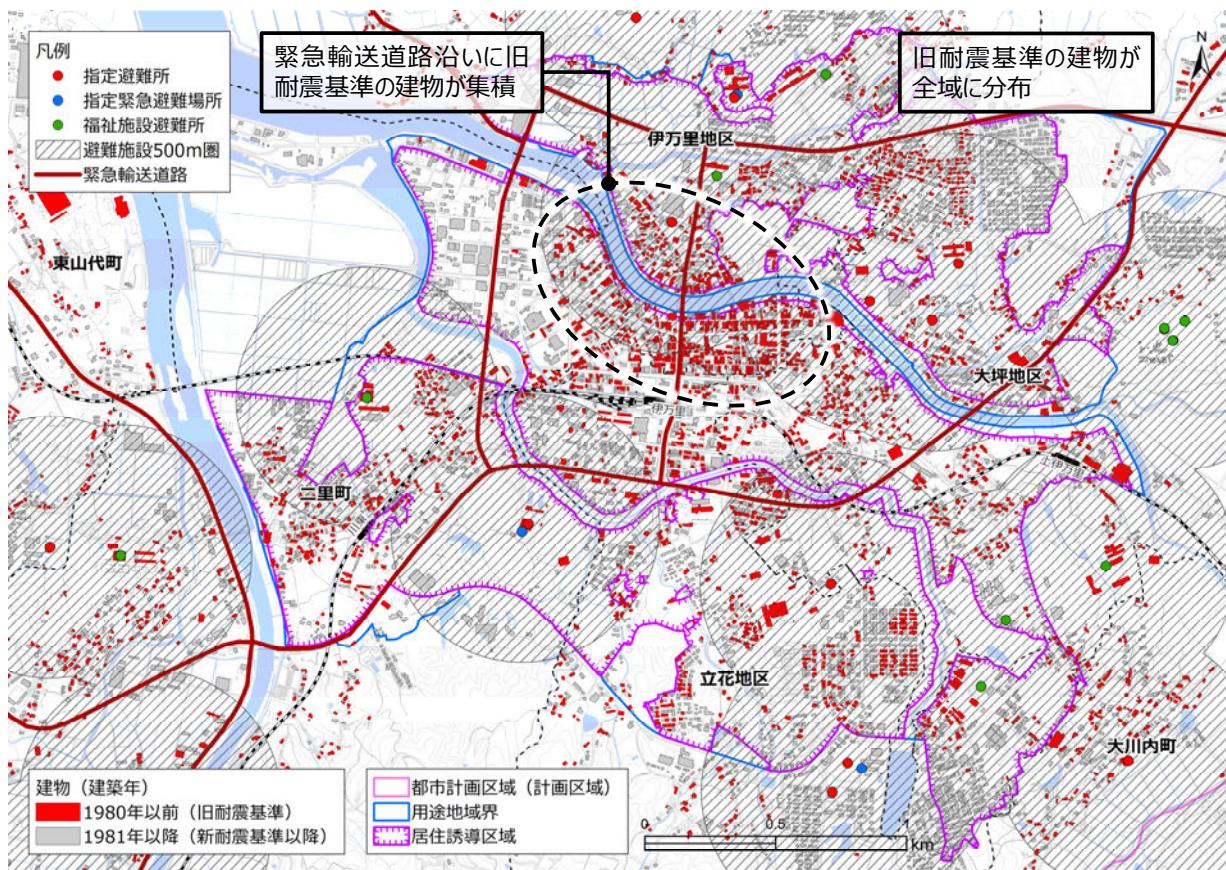
■伊万里駅周辺や松島町、二里町において、約3日（生命の危機が生じるおそれがある期間）の浸水が見込まれる医療施設、高齢者福祉・介護施設、障がい者福祉施設、子育て支援施設が立地しており、これらの施設では長期浸水により施設機能の維持や要配慮者の生命維持が困難となるおそれがあります。



5) 課題の視点：道路等の寸断により救急活動や復旧活動の遅れが生じるおそれはないか

避難所・緊急輸送道路 × 建物建築年度

- 松島町や立花町、大坪町等に旧耐震基準の建物が集積しており、連鎖的な建物倒壊による被害拡大が懸念されます。
- 特に松島町においては、緊急輸送道路沿いに旧耐震基準の建物が集積しており、建物倒壊により道路が途絶するおそれがあります。



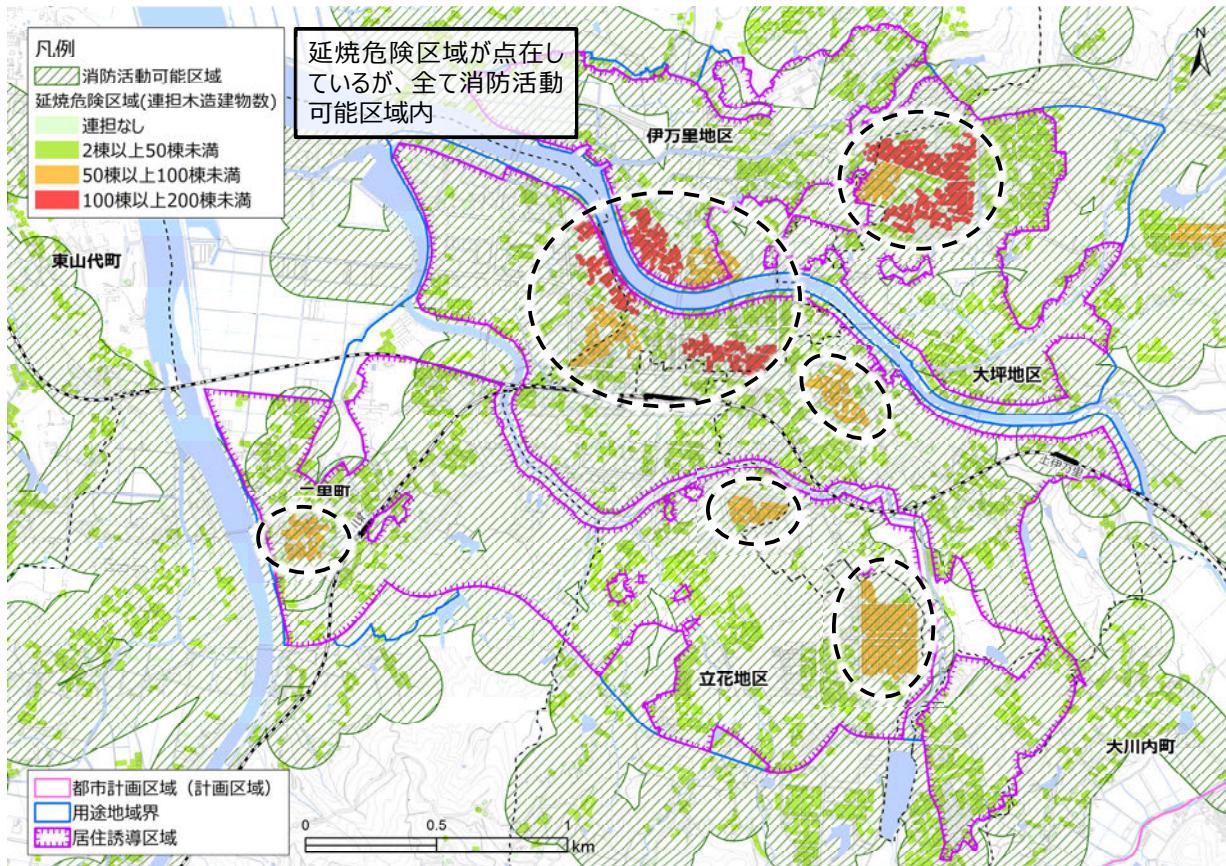
6) 課題の視点：火災発生時における延焼のおそれはないか

延焼危険区域^{※1} × 消防活動可能区域^{※2}

■ 松島町や立花町、大坪町等に延焼危険区域が集積していますが、いずれも消防活動可能区域内となっていることから、地震火災の被害が拡大するリスクは低いと解されます。

※ 1 延焼危険区域：木造家屋が棟間隔 11m未満で連担する区域を指す。連担区域内の連担戸数により区分。

※ 2 消防活動可能区域：幅員 6 m以上の道路及び消防水利から 140m圏を指す。



(4) 災害リスク分析のまとめ

災害リスク分析の結果を以下に整理します。

災害種別		災害ハザードの状況		リスク分析のまとめ		防災・減災対策の考え方	
洪水 (計画規模・想定最大規模)	浸水深、 浸水継続時間			地区名等	リスクの内容		
		伊万里町、 新天町、 松島町 二里町 など	国道204号、 県道黒川 松島線 など				
		<ul style="list-style-type: none"> ■有田川・伊万里川・新田川沿い、都川内川ダム下流域が計画規模と想定最大規模の浸水想定区域に指定 ■想定浸水深が3.0m以上のエリアは居住誘導区域から除外 		<ul style="list-style-type: none"> ■浸水深0.5m～3.0mのエリア内に1階建の住居等が立地しており、床上浸水や避難行動の遅れ等による人的・物的被害が発生するおそれ ■浸水深0.5m～3.0mのエリア内に要配慮者施設が立地しており、床上浸水等により、施設機能の維持や要配慮者の生命維持が困難となるおそれ ■大部分が12時間未満の浸水継続であり、長期浸水による人的被害が発生するリスクは低い ■冠水による緊急輸送道路の途絶が発生するおそれ 		<p>以下を踏まえて、リスクの低減を取組の軸として定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■すでに居住誘導区域から浸水深3.0m以上のエリアは除外している ■残存する全ての災害リスクを取り除くことは現実的ではない 	
	家屋倒壊等	<ul style="list-style-type: none"> ■有田川・伊万里川・新田川沿い、都川内川ダム下流域が家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に指定 ■ハザードエリアを全て居住誘導区域から除外 		—	—	<p>以下を踏まえて、リスクの回避と低減を取組の軸として定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■すでに居住誘導区域から当該ハザードエリアは除外している ■都市計画区域内の当該ハザードエリアを全て解消することは現実的ではない 	

災害種別		災害ハザードの状況	リスク分析のまとめ		防災・減災対策の考え方
高潮	浸水深・浸水継続時間	■伊万里湾沿岸部や有田川・伊万里川・新田川沿いなどが浸水想定区域に指定 ■ハザードエリアは居住誘導区域から除外しない	地区名等	リスクの内容	以下を踏まえて、リスクの低減を取組の軸として定めます。
			伊万里町、 新天町、 松島町 二里町 など	<ul style="list-style-type: none"> ■ 浸水深3.0m以上のエリア内に1~2階建の住居等が立地しており、床上浸水や避難行動の遅れ等による人的・物的被害が発生するおそれ ■ 浸水深3.0m以上のエリア内に要配慮者施設が立地しており、床上浸水等により施設機能の維持や要配慮者の生命維持が困難となるおそれ ■ 最大で3日間の浸水継続が見込まれ、長期浸水による人的被害が発生するおそれ ■ 冠水による緊急輸送道路の途絶が発生するおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 残存する全ての災害リスクを取り除くことは現実的ではない ■ 高潮の発生は事前予測が比較的容易であり、想定されている規模の高潮は、洪水や土砂災害と比較して発生頻度が極めて低い* <p>* p.112「高潮浸水想定区域の考え方」を参照</p>
ため池	浸水深	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内全域に浸水想定区域が分布 ■ ハザードエリアは居住誘導区域から除外しない 	国道204号、 県道黒川 松島線 など	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大部分が垂直避難が可能な浸水深0.5m未満のエリアであるため、人的被害が発生するリスクは低い ■ 要配慮者施設においても、浸水深が0.5m未満のエリア内に立地しているため、施設機能の維持と要配慮者の生命維持に危険が生じるリスクは低い 	<ul style="list-style-type: none"> ■ すでに居住誘導区域から浸水深3.0m以上のエリアは除外している ■ 残存する災害リスクによる人的被害の規模は小さいと解される

災害種別		災害ハザードの状況		リスク分析のまとめ		防災・減災対策の考え方	
地区名等	リスクの内容						
津波 浸水深	<ul style="list-style-type: none"> 牧島地区や二里町の伊万里湾沿岸部が浸水想定区域に指定 想定浸水深が2.0m以上のエリアは居住誘導区域から除外 	松島町、二里町 など	<ul style="list-style-type: none"> 住居は垂直避難が可能な浸水深1.0m未満のエリアに立地しているため、人的被害が発生するリスクは低い 要配慮者施設においても、浸水深0.3m未満のエリアに立地しているため、施設機能の維持と要配慮者の生命維持に危険が生じるリスクは低い 			<p>以下を踏まえて、リスクの低減を取組の軸として定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> すでに居住誘導区域から浸水深2.0m以上のエリアは除外している 残存する災害リスクによる人的被害の規模は小さいと解される 	
土砂	<ul style="list-style-type: none"> 市内全域に土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域が分布 ハザードエリアを全て居住誘導区域から除外 	—	—			<p>以下を踏まえて、リスクの回避と低減を取組の軸として定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> すでに居住誘導区域から当該ハザードエリアは除外している 都市計画区域内の当該ハザードエリアを全て解消することは現実的ではない 	
地震 耐震性・防火性	—	松島町、立花町、大坪町 など	<ul style="list-style-type: none"> 旧耐震基準の建物が集積しており、連鎖的な建物倒壊により被害拡大するおそれ 建物倒壊により緊急輸送道路が途絶するおそれ 延焼危険区域が集積しているが、いずれも消防活動可能区域内であり、地震火災の被害が拡大するリスクは低い 			<p>以下を踏まえて、リスクの低減を取組の軸として定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震による災害は発生箇所や被害規模の事前予測が困難であり、残存する全ての災害リスクを取り除くことは現実的ではない 	

7-2 防災まちづくりの将来像と取組方針

(1) 防災まちづくりの将来像

前節までに整理した災害リスク分析の結果を踏まえると、本市における災害リスクを全て解消することは難しいと解されます。そこで本市では、災害による人的・物的被害を発生させない「災害リスクの回避策」の推進に努めつつ、被害を最小限に留める「災害リスクの低減策」を重点的に取り組むこととします。

上記を進めるにあたっては、行政だけではなく民間組織、企業、地域住民などが災害に対する正しい知識を有すること、その知識に基づいたそれぞれの役割を果たすことが重要です。

以上を踏まえ、本市における防災まちづくりの将来像を以下のように定めます。

防災まちづくりの将来像
官民一体となった自助・共助・公助による 安心して暮らし続けられるまちづくり

(2) 防災まちづくりの取組方針

前節で整理した災害リスク分析の結果と防災まちづくりの将来像を踏まえて、防災・減災対策の取組方針を以下の通り定めます。

リスク 回避 の視点からの取組方針	ソフト対策	1) 人的・物的被害の回避策の充実
リスク 低減 の視点からの取組方針	ハード対策	2) インフラ等の整備・機能向上
	ソフト対策	3) インフラ等の維持管理体制の充実
		4) 避難・防災体制や情報発信の強化・充実
		5) 市民・企業等の意識啓発

7-3 実現に向けた具体的な取組一覧

前節で示した防災まちづくりの将来像の実現に向けて、防災指針に基づいて実行する防災・減災の取組を下記の通り整理します。

対策の考え方		軸となる取組方針	具体的な取組 ※ 伊万里・有田圏域二級水系流域治水プロジェクトに関連する取組	主な実施主体	災害種別						スケジュール		
回避	ソフト				洪水・雨水出水	高潮	ため池	津波	土砂	地震	短期（概ね5年）	中期（概ね10年）	長期（概ね20年）
回避	ソフト	人的・物的被害の回避策の充実	ハザードエリア内から居住誘導区域への移住・移転に対する支援策の検討	市	●				●				➡
			ハザードエリア内における開発抑制策の検討	県、市	●				●				➡
低減	ハード	インフラ等の整備・機能向上	市内二級水系流域における河川改修、適切な維持管理等の推進*	県	●								➡
			ため池の補強・有効活用の推進*	県、市	●		●						➡
			農業水利施設の整備及び有効活用*	県、市	●		●						➡
			森林整備、治山対策の実施*	国、県、市、森林組合等	●				●				➡
			土砂や流木の流出抑制対策の推進*	県	●		●	●	●				➡
			雨水排水施設の整備・機能維持管理	県、市	●								➡
			市内準用河川・普通河川における河川部局改修事業の推進	市	●								➡
			港湾施設における耐震性能の強化の推進（耐震強化岸壁、臨港道路の液状化対策など）	国、県	●	●		●		●			➡
			崩落の恐れがある危険な急傾斜地の対策工事の推進	県、市					●	●			➡
			輸送経路となる臨港道路における液状化対策の整備促進	国、県						●			➡
			道路・橋梁における危険箇所などの早期発見と適切な維持管理	市						●			➡

対策の考え方		軸となる取組方針	具体的な取組 ※ 伊万里・有田圏域二級水系流域治水プロジェクトに関連する取組	主な実施主体	災害種別						スケジュール		
					洪水・雨水出水	高潮	ため池	津波	土砂	地震	短期（概ね5年）	中期（概ね10年）	長期（概ね20年）
低減	ハード	インフラ等の整備・機能向上	水道施設更新計画に基づく基幹施設の更新と耐震性、機能性の向上	市						●			→
			ストックマネジメント計画に基づく下水道施設の適切な維持補修や計画的な更新	市						●			→
			大規模盛土造成地における地震時の盛土の地滑り的崩壊・変形を防止するための宅地耐震化推進事業	土地所有者、市					●	●			→
			耐震性に不安のある住宅に対する耐震診断や耐震改修の促進（住宅・建築物安全ストック形成事業など）	土地所有者、市						●			→
			空家等対策計画に基づく特定空家等の適切な管理の促進（住宅・建築物安全ストック形成事業など）	土地所有者、市						●			→
	ソフト	インフラ等の維持管理体制の充実	利水ダムにおける事前放流等の実施、体制構築※	県、市	●								→
			河川管理施設等における遠隔操作化の推進※	県	●	●	●	●					→
			簡易水位計、監視カメラの拡充※	県	●	●	●	●					→
			定期的な防災パトロールの推進※	市	●	●	●	●	●	●	●		→
			市内河川における緊急浚渫推進事業の推進	市	●								→
	避難・防災体制や情報発信の強化・充実	内水ハザードマップの作成	内水ハザードマップの作成	市	●								→
			既存ハザードマップ（土砂災害、洪水、高潮、ため池、津波）の適切な更新・活用	市	●	●	●	●	●	●	●		→
		防災行政無線や「防災ネットあんあん」等を活用した情報伝達手段の多重化の推進	県、市	●	●	●	●	●	●	●			→

対策の考え方		軸となる取組方針	具体的な取組 ※ 伊万里・有田圏域二級水系流域治水プロジェクトに関連する取組	主な実施主体	災害種別						スケジュール		
					洪水・雨水出水	高潮	ため池	津波	土砂	地震	短期（概ね5年）	中期（概ね10年）	長期（概ね20年）
低減	ソフト	避難・防災体制や情報発信の強化・充実	自主防災組織の育成（地域防災力向上促進事業）	市	●	●	●	●	●	●	●	●	→
			指定避難所の機能充実*	市	●	●	●	●	●	●	●	●	→
			避難行動要支援者名簿を活用した要支援者の事前把握	市	●	●	●	●	●	●	●	●	→
		市民・企業等の意識啓発	不動産取引時における水害リスク情報の提供促進*	市、事業者等	●	●	●	●	●	●	●	●	→
			一定規模以上の開発行為に対する貯留等の義務付け*	県	●	●	●	●	●	●	●	●	→
			地区防災会と連携した防災講習会や避難訓練等の実施*	県、市、自治会等	●	●	●	●	●	●	●	●	→
			市指定の介護施設等における非常災害時に関する具体的な計画の策定促進*	市、事業者等	●	●	●	●	●	●	●	●	→
			市内企業における BCP の策定促進	国、県、市、商工会議所、事業者等	●	●	●	●	●	●	●	●	→
			地域におけるマイタイムラインの作成促進	市、自治会等	●	●	●	●	●	●	●	●	→
			「わがまち・わが家の防災マップ」の活用促進	市、自治会等	●	●	●	●	●	●	●	●	→

7-4 防災まちづくりの推進に係る目標値

前節で整理した個々の取組による計画の達成状況の進捗管理を行うため、目標指標及び目標値を以下のように設定します。

目標指標	基準値	目標値	出典
都市計画区域内におけるハザードエリア内 ^{※1} の人口割合	14.7 % (令和7年 ^{※2})	基準値よりも 減少 (令和27年)	国勢調査を基に GISを用いて算出
災害危険個所や避難場所の周知の徹底や活発な地域消防団活動などにより、安心して暮らすことができると「思う」、「どちらかといえば思う」と感じる人の割合	71.2 % (令和5年)	80 % (令和27年)	国土強靭化地域計画

※1 居住誘導区域から除外することとした①洪水浸水想定区域の浸水深 3.0m以上のエリア、②家屋倒壊等氾濫想定区域、③ため池浸水想定区域の浸水深 3.0m以上のエリア、④津波浸水想定区域の浸水深 2.0m以上のエリア、⑤土砂災害警戒区域、⑥土砂災害特別警戒区域、⑦急傾斜地崩壊危険区域の7種のハザードエリアを対象とする (p.72~73 参照)

※2 ハザードエリアの指定状況は令和7年度（2025年度）を基準とするが、人口は令和2年度（2020年度）の国勢調査の数値を使用

第8章 定量的な目標値と評価方法

本章では、まちづくりの方針（ターゲット）の実現に向けて誘導施策を実施していく上で、各種施策の進捗状況を確認するため、施策・誘導方針ごとに評価指標及び目標値を設定します。

また、立地適正化計画の評価方法及び進捗管理に関する考え方を示します。

8-1 目標値の設定

立地適正化計画を策定した場合、概ね5年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討した上で、必要に応じて適切に立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うことが望されます。

この際、立地適正化計画の必要性や妥当性を市民等の関係者に客観的かつ定量的に提示する観点からも、例えば、生活利便性、健康福祉、行政運営等の観点から、施策の有効性を評価するための指標及びその目標値を設定することが望されます。

本市においては、まちづくりの方針で示した4つの施策・誘導方針ごとに各種施策の進捗状況を確認するための目標指標及び目標値を設定するとともに、目標値が達成された際に期待される効果目標を設定し、計画的な進捗管理を行っていきます。

（1）施策・誘導方針1：都市機能の維持・誘導による魅力的な拠点形成に係る目標値

都市機能の維持・誘導による魅力的な拠点形成に向けては、都市機能誘導区域内における誘導施設の維持・誘導を図ることが、拠点の利便性や魅力の向上につながるものと考えられることから、『都市機能誘導区域内に立地する誘導施設の割合』を目標指標として設定します。

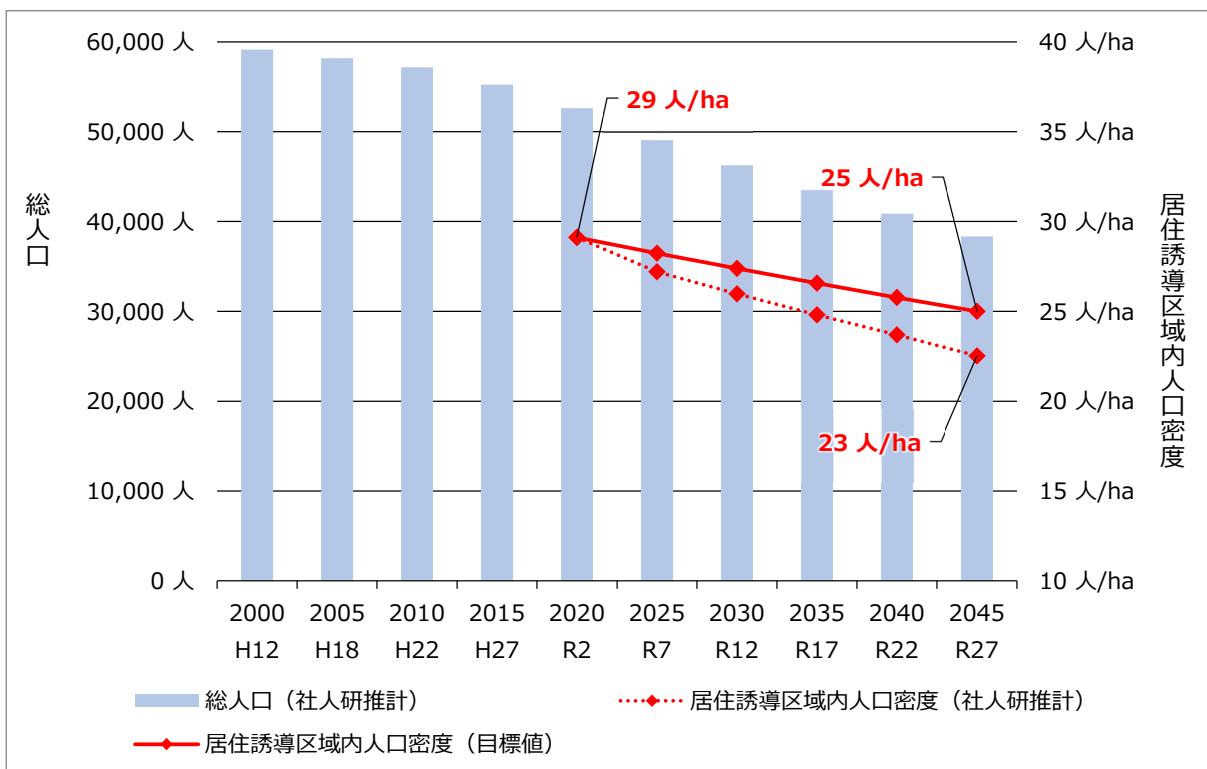
評価指標	基準値	目標値	出典等
都市機能誘導区域内における誘導施設数	54 件 (令和7年)	59 件 (令和27年)	GIS等により 算出
都市機能誘導区域内に立地する誘導施設の割合 (都市機能誘導区域内の誘導施設数／市内全域の誘導施設数)	41.2 % (令和7年)	43 % (令和27年)	GIS等により 算出

(2) 施策・誘導方針 2：生活利便性・安全性の高いエリアへの居住の誘導に係る目標値

生活利便性・安全性の高いエリアへの居住の誘導に向けては、居住誘導区域における人口の誘導状況を確認することが重要であることから、『居住誘導区域内の人口密度』および『居住誘導区域内の人口割合』を目標指標として設定します。

評価指標	基準値	目標値	出典等
居住誘導区域内の人口密度	29.1 人／ha (令和 2 年)	25.0 人／ha (令和 27 年) 社人研推計（令和 6 年推計）の 22.5 人／ha よりも人口密度の低下を抑制	国勢調査を基に GIS を用いて算出
居住誘導区域内の人口割合	30.6 % (令和 2 年)	35.0 % (令和 27 年) 社人研推計（令和 6 年推計）の 32.5% よりも人口集積を促進	国勢調査を基に GIS を用いて算出

▼総人口と居住誘導区域内人口の推移



(3) 施策・誘導方針 3：子どもの成長に寄り添い、子育てを応援する環境形成に係る目標値

子どもの成長に寄り添い、子育てを応援する環境形成に向けては、子育て支援施策に関する満足度を確認とともに、市全体における年少人口（15歳未満）の転入促進もしくは転出抑制を図ることが重要であることから、第6次伊万里市総合計画の指標である『子育て支援に「満足」、「どちらかといえば満足」している人の割合』に加えて、『市全体における年少人口（15歳未満）の転出入数』を目標指標として設定します。

評価指標	基準値	目標値	出典等
市全体における子育て支援に「満足」、「どちらかといえば満足」している人の割合	34.8 % (令和5年)	55 % (令和27年)	第6次 伊万里市総合計画
市全体における年少人口（15歳未満）の転出入数	22 人転出 (5年間の平均 [※])	基準値よりも 転出超過を抑制 (5年間の平均 [※])	住民基本台帳 人口移動報告

※ 現況値は令和2年（2020年）～令和6年（2024年）の5年間、目標値は令和22年（2040）～令和26年（2044年）の5年間

(4) 施策・誘導方針 4：だれもが移動しやすい交通環境の確保に係る目標値

だれもが移動しやすい交通環境の確保に向けては、公共交通利用者の維持による持続的な地域公共交通ネットワークを形成する観点から、『公共交通圏域の人口カバー率』を目標指標として設定します。

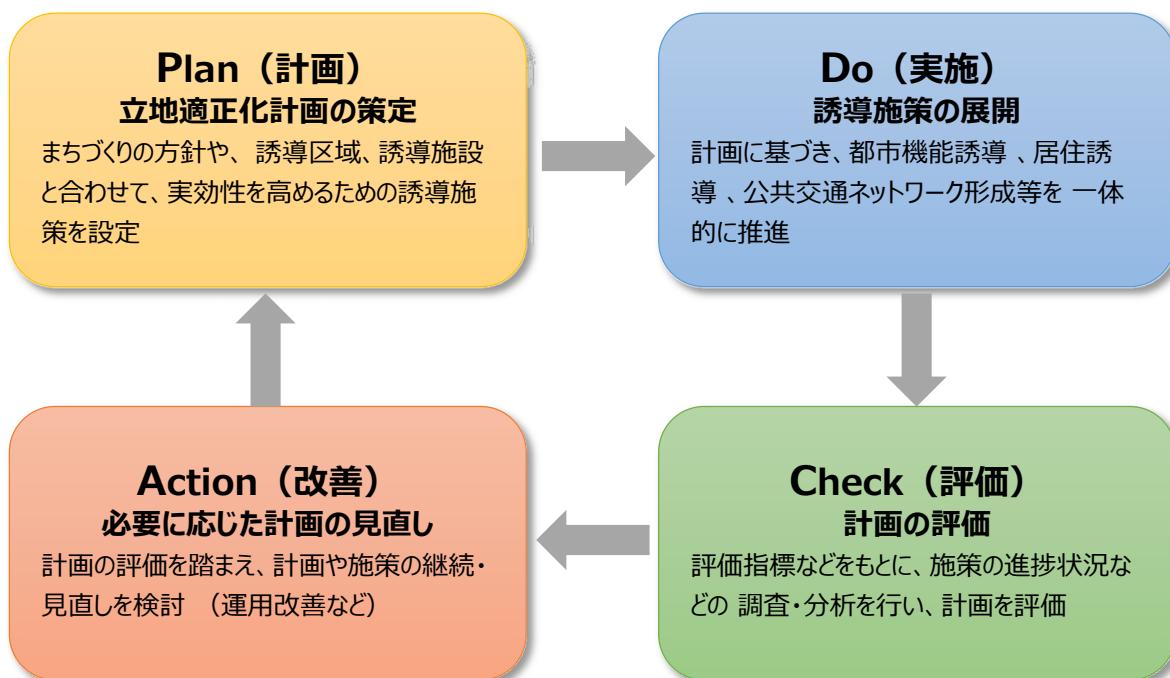
評価指標	基準値	目標値	出典等
市全体における公共交通圏域の 人口カバー率	79.3 % (令和2年)	82.0 % (令和27年)	伊万里市 地域公共交通計画 (国勢調査により算出)

8-2 計画の進捗管理

本計画はおおむね 20 年後を展望した計画ですが、社会情勢の変化や上位・関連計画の見直し等を踏まえて定期的に評価、検証を行い、庁内関係各課や関係機関と連携しながら、PDCA サイクルに基づく適切な進捗管理に努め、必要に応じて適宜、立地適正化計画の見直しを図ることとします。

なお、立地適正化計画の調査、分析及び評価の時期として、都市再生特別措置法ではおおむね 5 年ごとなっていますが、前項で設定した目標指標のうち毎年取得可能なものに関しては、継続的にモニタリングし、その動向を把握していきます。

▼PDCA サイクルの考え方



【巻末資料】

伊万里市立地適正化計画 用語解説

あ行	
インキュベーション施設	起業や事業拡大を目的とする企業や個人を支援する施設。通常よりも安価な賃料で事務所スペースを提供したり、事業の立ち上げに関する専門家によるサポートなどを提供する。
か行	
開発許可	都市計画法に基づく開発行為などに対する許可制度で、都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、良好な都市環境を確保するための都市計画制限。一定規模以上の開発行為を行う場合には、都道府県知事等の許可が必要となる。
開発行為	主として、建築物の建築又は特定工作物の建設の用途で使用する目的で行う土地の区画形質の変更（宅地造成や、道路新設などによる土地区画の変更、農地から宅地への変更など）のこと。
家屋倒壊等氾濫想定区域	想定最大規模降雨が発生し、近傍の堤防が決壊等した場合に、現行の建築基準に適合する一般的な建築物の倒壊・流出をもたらすような氾濫等が発生することが想定される区域。「氾濫流」と「河岸浸食」に分類される。 <ul style="list-style-type: none">● 泛濫流：河川堤防の決壊または洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域。● 河岸浸食：洪水時の河岸侵食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域。
居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。
緊急輸送道路	地震や台風などの災害発生時に、緊急車両や救援物資を安全かつ迅速に運ぶための道路。被災地への物資輸送や被災者の救助・避難支援を行う際に重要な役割を果たす。
高次都市機能施設	都市機能施設のうち、日常生活の圏域を越えた広範な地域の多くの人々を対象に、質の高いサービスを提供する施設。
洪水浸水想定区域	降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。降雨の規模に応じて、「計画規模」と「想定最大規模」の大きく2つに分類される。 <ul style="list-style-type: none">● 計画規模（L1）：10～200年に1回程度の割合で発生する降雨量を想定したもの。河川整備など洪水防御に関する計画の基本となる。● 想定最大規模（L2）：想定しうる最大規模の降雨のことで、1000年に1回程度の割合で発生する降雨量を想定したもの。
高齢化率	特定の地域における総人口に対する65歳以上の人口の割合を示す指標。
国定公園	国立公園に準ずる自然の風景地として自然公園法に基づいて国が指定する公園。管理計画や指定地域の特性に基づい開発制限等の規制が設けられる。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持しながら、医療・福祉・商業等の生活機能を確保するために、都市機能や居住を拠点に誘導しながら、これらの拠点を公共交通ネットワークで結ぶ持続可能なまちづくり手法のこと。

さ行	
災害リスク	<p>以下の3つの因子から決定される被害規模に加えて、当該ハザードの発生確率を勘案することにより評価されるもの。</p> <p>① ハザード：人命の損失または財産の損害などを引き起こす可能性のある危険な自然現象とその強度</p> <p>② 暴露：ハザードの影響を受ける地帯に存在し、その影響により損失を被る可能性がある要素（人口、建物、インフラ施設など）</p> <p>③ 脆弱性：暴露された対象の被害の受けやすさ（建物の耐水害性や耐震性の有無、要配慮者の存在など）</p>
総合計画	まちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、市行政の基本的な方向を定めたもので、様々な部門別計画の上位に位置づけられる総合的な計画。
た行	
大規模盛土造成地	<p>谷や沢、傾斜地を大規模に埋め立てた造成地で、以下の要件のいずれかを満たすもの。耐震性が不十分な場合は、大地震等により滑動崩落が生じ、人命や家屋等に甚大な被害が発生する危険性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 盛土の面積が3,000m²以上 ● 盛土前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上かつ盛土の高さが5m以上
地域公共交通計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、市町村や都道府県が策定する、地域における持続可能な公共交通の確保と利便性向上を目的とした計画。
低未利用地	空き家・空き地などの、適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、資材置き場や平面駐車場などの、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用地」の総称。
都市機能	都市およびそこで営まれる人間社会を構成する主要な機能であり、例えば「居住機能」「工業生産機能」「物流機能」「商業・業務機能」「行政機能」「文化機能」「クリエーション機能」などの都市的な機能のほか、「自然機能」や「農業機能」も含む場合がある
都市機能増進施設	市民の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。
都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
都市基盤施設	都市における生活や経済活動を支えるための基本的なインフラ施設の総称。主要なものとして「道路施設」「水関連施設（上水・下水・雨水）」「供給施設（電気・ガス）」「通信施設」などが挙げられる。

都市計画区域	<p>自然的、社会的条件や人口、土地利用、交通量などの現状と将来の見通しを勘案して一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。都市計画法に基づき県が指定する。「線引き都市計画区域」と「非線引き都市計画区域」に分類され、伊万里市は「非線引き都市計画区域」に該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 線引き都市計画区域：市街化区域と市街化調整区域の区分（区域区分）がある都市計画区域。 ● 非線引き都市計画区域：市街化区域と市街化調整区域の区分（区域区分）のない都市計画区域。市街化の圧力が弱く、土地利用に関する規制が線引き都市計画区域よりも緩やかで、開発許可の規制も緩やか。 										
都市計画区域マスターplan	<p>都道府県の定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のこと。都市計画の目標、区域区分、そのほか土地利用、都市施設の整備方針等が定められている。伊万里市には、「伊万里市計画区域」が指定されている。</p> <p>※今後、伊万里市が策定する「都市計画マスターplan」の上位計画となる。</p>										
都市計画道路	都市計画決定された道路のこと。事業化されていない都市計画道路の区域内で建築物を建築しようとする場合、許可が必要となり、将来的に道路を整備するための規制を行う。										
都市計画マスターplan	市町村が策定する都市計画に関する基本的な方針を定める計画。将来の都市像を明示し、土地利用、都市施設の整備、市街地開発などに関する方針を体系的に示す。										
都市公園	都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園・緑地等ならびに都市計画区域外に都市計画決定して開園した公園。規模等に応じて以下の種別に分類される。										
	<table border="1"> <tr> <td>住区基幹公園</td><td>街区公園、近隣公園、地区公園</td></tr> <tr> <td>都市基幹公園</td><td>総合公園、運動公園</td></tr> <tr> <td>大規模公園</td><td>広域公園、レクリエーション都市</td></tr> <tr> <td>国営公園</td><td></td></tr> <tr> <td>緩衝緑地等</td><td>特殊公園、緩衝緑地、都市緑地、緑道</td></tr> </table>	住区基幹公園	街区公園、近隣公園、地区公園	都市基幹公園	総合公園、運動公園	大規模公園	広域公園、レクリエーション都市	国営公園		緩衝緑地等	特殊公園、緩衝緑地、都市緑地、緑道
住区基幹公園	街区公園、近隣公園、地区公園										
都市基幹公園	総合公園、運動公園										
大規模公園	広域公園、レクリエーション都市										
国営公園											
緩衝緑地等	特殊公園、緩衝緑地、都市緑地、緑道										
都市施設	都市計画で定めることができる施設で、道路、公園、上下水道など都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。以下のものを、都市施設として都市計画に定めることができる。										
	<table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・交通施設（道路、鉄道、駐車場など） ・公共空地（公園、緑地など） ・供給・処理施設（上水道、下水道、ごみ焼却場など） ・水路（河川、運河など） ・教育文化施設（学校、図書館、研究施設など） ・医療・社会福祉施設（病院、保育所など） ・市場、と畜場、火葬場 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・一団地の住宅施設（団地など） ・一団地の官公庁施設 ・一団地の都市安全確保拠点施設 ・流通業務団地 ・一団地の津波防災拠点市街地形成施設 ・一団地の復興再生拠点市街地形成施設 ・一団地の復興拠点市街地形成施設 ・その他政令で定める施設 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通施設（道路、鉄道、駐車場など） ・公共空地（公園、緑地など） ・供給・処理施設（上水道、下水道、ごみ焼却場など） ・水路（河川、運河など） ・教育文化施設（学校、図書館、研究施設など） ・医療・社会福祉施設（病院、保育所など） ・市場、と畜場、火葬場 	<ul style="list-style-type: none"> ・一団地の住宅施設（団地など） ・一団地の官公庁施設 ・一団地の都市安全確保拠点施設 ・流通業務団地 ・一団地の津波防災拠点市街地形成施設 ・一団地の復興再生拠点市街地形成施設 ・一団地の復興拠点市街地形成施設 ・その他政令で定める施設 								
<ul style="list-style-type: none"> ・交通施設（道路、鉄道、駐車場など） ・公共空地（公園、緑地など） ・供給・処理施設（上水道、下水道、ごみ焼却場など） ・水路（河川、運河など） ・教育文化施設（学校、図書館、研究施設など） ・医療・社会福祉施設（病院、保育所など） ・市場、と畜場、火葬場 	<ul style="list-style-type: none"> ・一団地の住宅施設（団地など） ・一団地の官公庁施設 ・一団地の都市安全確保拠点施設 ・流通業務団地 ・一団地の津波防災拠点市街地形成施設 ・一団地の復興再生拠点市街地形成施設 ・一団地の復興拠点市街地形成施設 ・その他政令で定める施設 										
土砂災害警戒区域	急斜面が崩れるなど土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがある区域。										
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、急斜面が崩れるなど土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域。										

な行	
内水ハザード（内水氾濫）	都市部に降った雨が下水道や排水システムの処理能力を超え、河川に排水できな いために発生する氾濫のことを指す。 これに対して、降雨により河川や湖などの水位が上昇し、堤防が決壊または越水す ることにより、周囲の土地に水があふれ出す現象を「外水氾濫」と称する。
農業振興地域	農業の振興を促進することを目的とする地域で、今後相当期間（おおむね10年以 上）にわたって農業振興を図るべき地域。生産性の高い農地で、農業上の利用を 確保すべきものとして指定された区域。
農用地区域	農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にか かる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地と して指定された区域。区域内では農業以外の用途（住宅地、商業地、工業地な ど）への転用が制限される。
は行	
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲や避難場所等を地図化したもの。
バリアフリー	高齢者や障害を持つ人々が直面する障壁（バリア）を取り除くこと。具体的には段 差の解消、エレベーターやスロープの設置、点字ブロックの設置などが挙げられる。
B C P	「Business Continuity Plan（事業継続計画）」の略称であり、災害や事故な どの緊急事態が発生した際にも、企業や組織が重要な業務を中断せず、または可 能な限り早く再開できるようにするための計画を指す。
防災・減災	防災は災害の発生を未然に防ぎ、被害をゼロにすることを目的とした対策。減災 は、災害が起きる前提の下、その被害を最小限に抑えることを目的とした対策。
ま行	
MaaS	「Mobility as a Service（モビリティ・アズ・ア・サービス）」の略称であり、「移動 （モビリティ）をひとつのサービスとして提供する」という考え方。 具体的には、公共交通機関やタクシー、シェアサイクル、レンタカーなどの移動手段を ひとつのアプリやサービスでまとめて提供し、利用者が必要に応じて最適な移動手段 を選択可能とするような取組を指す。
マイタイムライン	個人が災害時にどのような行動を取るべきかを時系列で整理した防災行動計画を 指す。
まちづくりDX	基盤となるデータ整備やデジタル技術の活用を進め、まちづくりの在り方を変革するこ とで都市における新たな価値創出又は課題解決を図ること。
や行	
誘導施設	● 立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市 機能増進施設。
用途白地地域	都市計画法に基づく用途地域の指定がされていない地域。都市の開発や土地利 用の柔軟性が求められる場所に設定されることがある。
用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一つ。都市内における土地の合理的な利用を図り、 市街地の環境整備、都市機能の向上を目的として建築物の用途、密度、形態な どを規制・誘導する制度。現在、13種類の用途地域がある。
ら行	

利水ダム	洪水調整などの「治水」ではなく、生活や産業活動に必要な水の確保・供給といった水の利用（利水）を目的としたダム。
立地適正化計画	平成26年8月に一部改正された都市再生特別措置法に基づき、市町村が策定する中長期的な都市構造の再編方針。人口減少・高齢化の進行を背景に、居住機能や都市機能を一定の区域に誘導し、公共交通と連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク型」のまちづくりを推進する計画。
流域治水	川の流域全体で洪水や水害を防ぐための治水対策を行う考え方。従来の河川工事による治水に加え、地域全体の協力で水害リスクを低減することを目的とする。